

40498

教科書文庫

|                 |
|-----------------|
| 4               |
| 110             |
| 32-1933         |
| 2000.0<br>46874 |

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

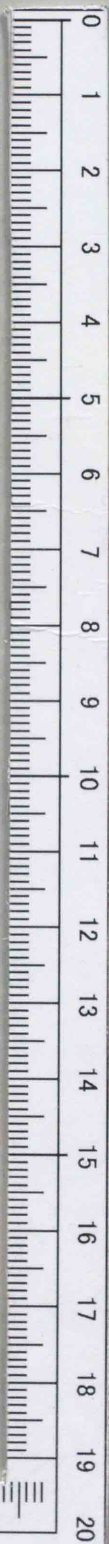


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫  
4  
110  
32-1933  
2000046874

高等小學修身書 卷一

女生用

文部省



教科書文庫  
4  
110  
32-1933  
2000046874



音同  
等小學修身書  
卷一

文部省

女生用

登録番号  
46874  
分 375.9  
類 M

広島大学図書  
2000046874  


目録

|      |                            |     |       |                             |     |
|------|----------------------------|-----|-------|-----------------------------|-----|
| 第一課  | 我が國                        | 一   | 第十五課  | 職業                          | 六十三 |
| 第二課  | 愛國                         | 六   | 第十六課  | 勤勉                          | 六十八 |
| 第三課  | 家                          | 十二  | 第十七課  | 質素                          | 七十二 |
| 第四課  | 孝行                         | 十七  | 第十八課  | 規律                          | 七十八 |
| 第五課  | 親類                         | 二十三 | 第十九課  | 禮儀                          | 八十一 |
| 第六課  | 舅姑 <small>しゅうしゅうとあ</small> | 二十五 | 第二十課  | 公德                          | 八十四 |
| 第七課  | 貞操 <small>ていさう</small>     | 二十八 | 第二十一課 | 公正                          | 八十七 |
| 第八課  | 女子の本分                      | 三十一 | 第二十二課 | 寛容 <small>くわんよう</small>     | 九十三 |
| 第九課  | 至誠                         | 三十五 | 第二十三課 | 同情                          | 九十七 |
| 第十課  | 正直                         | 三十九 | 第二十四課 | 共同                          | 百三  |
| 第十一課 | 反省                         | 四十四 | 第二十五課 | 地方自治                        | 百七  |
| 第十二課 | 責任                         | 四十八 | 第二十六課 | 國交                          | 百十  |
| 第十三課 | 勇氣                         | 五十三 | 第二十七課 | 戊申詔書 <small>こしんせうしよ</small> | 百十六 |
| 第十四課 | 身體                         | 五十七 |       |                             |     |

高修文一

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹  
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心  
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精  
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝  
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ  
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ  
徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ  
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天  
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良

ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス  
ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ  
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外  
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳  
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

## 御名 御璽

戊  
申  
詔  
書

朕<sup>チン</sup>惟<sup>オモ</sup>フニ方<sup>ハツ</sup>今<sup>コ</sup>人文<sup>ジンブン</sup>日<sup>ヒ</sup>ニ就<sup>ナ</sup>リ月<sup>ツキ</sup>ニ將<sup>ス</sup>ミ東西<sup>トウサイ</sup>相<sup>アイ</sup>倚<sup>ヨ</sup>リ彼此<sup>ヒツ</sup>  
相<sup>アヒ</sup>濟<sup>ナ</sup>シ以<sup>モツ</sup>テ其<sup>ソノ</sup>福<sup>フク</sup>利<sup>リ</sup>ヲ共<sup>トモ</sup>ニス朕<sup>チン</sup>ハ爰<sup>コ</sup>ニ益<sup>マク</sup>國<sup>コク</sup>交<sup>カウ</sup>ヲ修<sup>オサ</sup>メ  
友<sup>イウ</sup>義<sup>ギ</sup>ヲ悖<sup>アツク</sup>シ列<sup>レツ</sup>國<sup>コク</sup>ト與<sup>トモ</sup>ニ永<sup>ナガ</sup>ク其<sup>ソノ</sup>慶<sup>ケイ</sup>ニ賴<sup>ヨ</sup>ラムコトヲ期<sup>キ</sup>  
ス顧<sup>カヘリ</sup>ミルニ日<sup>ニツ</sup>進<sup>シン</sup>ノ大<sup>タイ</sup>勢<sup>セイ</sup>ニ伴<sup>トモナ</sup>ヒ文<sup>ブン</sup>明<sup>メイ</sup>ノ惠<sup>ケイ</sup>澤<sup>タク</sup>ヲ共<sup>トモ</sup>ニセム  
トスル固<sup>モト</sup>ヨリ内<sup>ウチ</sup>國<sup>コク</sup>運<sup>ウン</sup>ノ發<sup>ハツ</sup>展<sup>テン</sup>ニ須<sup>マ</sup>ツ戰<sup>セン</sup>後<sup>ゴ</sup>日<sup>ヒ</sup>尙<sup>ナ</sup>淺<sup>ホ</sup>ク庶<sup>シヨ</sup>政<sup>セイ</sup>  
益<sup>マク</sup>更<sup>カウ</sup>張<sup>チヤウ</sup>ヲ要<sup>ユウ</sup>ス宜<sup>ヨロシ</sup>ク上<sup>シヤウ</sup>下<sup>カ</sup>心<sup>ココロ</sup>ヲ一<sup>イツ</sup>ニシ忠<sup>チュウ</sup>實<sup>ジツ</sup>業<sup>ゲツ</sup>ニ服<sup>フク</sup>シ勤<sup>キン</sup>儉<sup>ケン</sup>  
產<sup>サン</sup>ヲ治<sup>チ</sup>メ惟<sup>コ</sup>レ信<sup>シン</sup>惟<sup>コ</sup>レ義<sup>ギ</sup>醇<sup>ジュン</sup>厚<sup>コウ</sup>俗<sup>ゾク</sup>ヲ成<sup>ナ</sup>シ華<sup>クワ</sup>ヲ去<sup>サ</sup>リ實<sup>ジツ</sup>ニ就<sup>ツ</sup>  
キ荒<sup>クワウ</sup>怠<sup>タイ</sup>相<sup>アヒ</sup>誠<sup>イマン</sup>メ自<sup>ジ</sup>彊<sup>キヤウ</sup>息<sup>ヤ</sup>マサルヘシ  
抑<sup>ソモ</sup>我<sup>ワ</sup>カ神<sup>シン</sup>聖<sup>セイ</sup>ナル祖<sup>ソ</sup>宗<sup>ソウ</sup>ノ遺<sup>キ</sup>訓<sup>クン</sup>ト我<sup>ワ</sup>カ光<sup>クワウ</sup>輝<sup>キ</sup>アル國<sup>コク</sup>史<sup>シ</sup>ノ成<sup>セイ</sup>

跡<sup>セキ</sup>トハ炳<sup>ヘイ</sup>トシテ日<sup>ジツ</sup>星<sup>セイ</sup>ノ如<sup>ゴト</sup>シ寔<sup>マコト</sup>ニ克<sup>ヨク</sup>ク恪<sup>カク</sup>守<sup>シユ</sup>シ淬<sup>サイ</sup>礪<sup>レイ</sup>ノ誠<sup>マコト</sup>  
ヲ輸<sup>イダ</sup>サハ國<sup>コク</sup>運<sup>ウン</sup>發<sup>ハツ</sup>展<sup>テン</sup>ノ本<sup>モト</sup>近<sup>チカ</sup>ク斯<sup>コ</sup>ニ在<sup>ア</sup>リ朕<sup>チン</sup>ハ方<sup>ハツ</sup>今<sup>コ</sup>ノ世<sup>セイ</sup>局<sup>キョク</sup>  
ニ處<sup>シヨ</sup>シ我<sup>ワ</sup>カ忠<sup>チュウ</sup>良<sup>リヤウ</sup>ナル臣<sup>シン</sup>民<sup>ミン</sup>ノ協<sup>ケツ</sup>翼<sup>ヨク</sup>ニ倚<sup>イ</sup>藉<sup>シヤ</sup>シテ維<sup>キ</sup>新<sup>シン</sup>ノ皇<sup>クワウ</sup>  
猷<sup>イウ</sup>ヲ恢<sup>クワイ</sup>弘<sup>コウ</sup>シ祖<sup>ソ</sup>宗<sup>ソウ</sup>ノ威<sup>キ</sup>德<sup>トク</sup>ヲ對<sup>タイ</sup>揚<sup>ヤウ</sup>セムコトヲ庶<sup>コヒ</sup>幾<sup>ネガ</sup>フ爾<sup>ナン</sup>臣<sup>ヂン</sup>  
民<sup>ミン</sup>其<sup>ソノ</sup>レ克<sup>コク</sup>ク朕<sup>チン</sup>カ旨<sup>ムネ</sup>ヲ體<sup>タイ</sup>セヨ

## 御名 御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ  
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス  
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵  
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ  
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ  
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ  
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ  
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致

セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ  
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ  
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習  
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革  
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ  
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ  
精神ニ待ツヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ  
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實  
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德



ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ  
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ  
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ  
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛  
共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治  
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ  
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖  
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ  
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

# 高等小學修身書卷一 女生用

## 第一課 我が國

我が大日本帝國は、萬世一系の天皇の統治し給ふところで、世界に類のないうるはしい國體を有してゐる。御代々の天皇は聖明にましく、て臣民をいつくしませ給ひ、臣民は又世々忠義を盡くして皇室に事へまつり、以て千古の美風を成して來た。我等臣民たる者は、我が帝國がどうして起り、どんな國運に向つてゐるかを知り、以て我が國體のすぐれて尊いわけをよくわきまへなければならぬ。

昔、瓊杵尊が皇祖天照大神の勅を受けて此の地にお降りになり、それから天壤無窮の皇運がひらけ、我が帝國の基礎が定

まつた。尊の御曾孫神武天皇は、天業をひろめようとして東方にお進みになり、大和の橿原宮で始めて御即位の禮を行はせられた。

それ以來、御代々の天皇は常に臣民の幸福に大御心を注がせられ、或は農業を勧め、或は工藝を興し、或は制度を定め、或は文教を盛にして、我が國運の隆昌をお進めになつた。

特に明治天皇は、維新の大業を成し遂げられ、五箇條の國是を定め、藩を廢し縣を置き、萬國との交通を開き、立憲の政治をはじめ、又教育を盛にし、兵制をあらため、其の他諸般の政務を改善擴張して、臣民の幸福を増進せられたので、我が國運は前古未曾有の發展をした。大正天皇は明治の盛運を受けて益、國運の發展をお圖りになり、聖諭を下して國民精神の作興を奨め、

普通選舉の制を布いて臣民參政の權をひろめ、又歐洲大戰に参加して東洋の安寧を保ち、列國と共同して世界平和の實を擧げ、以て皇徳を海外にひろめ、帝國の地位を世界に重からしめられた。

今上天皇陛下は明治天皇並びに大正天皇の御遺業をお受継ぎになつて日夜政務に大御心を注がせ給ひ、皇運はいよ／＼盛に、國威は益揚るに至つた。我等が此の榮行く御代に生まれ合はせたのは此の上もない幸福である。

天皇陛下は昭和三年十一月十日御即位禮當日紫宸殿の御儀に於て、かたじけなくも勅語を賜はつたが、其の中に、皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上

ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ」と仰せられてある。皇祖皇宗が我が國をおはじめになつて、民に臨ませられるのに、國を以て家と思し召され、慈母が赤子を愛するやうに民をおいつくしみになつた。御代々の天皇は皇祖皇宗の此の大御心をお受繼ぎになつて、身を正しくし道を行はせられ、厚く臣民を御愛撫になつた。其の一斑を記し奉れば、醍醐天皇は寒夜に御衣をぬいで人民の疾苦を思ひやられ、龜山上皇は元寇の際、御身を以て國難に代りたいとお祈りになり、明治天皇は、明治二十七八年戰役の際、廣島の大本營にあらせられて、將卒と艱苦を共にし給ひ、又日常極めて御儉素に渡らせられ、御調度の品々まで世にありふれた物をお用ひになつた。大正天皇は

高修女一

高修女一

人民の中に不幸な者があるのを憐ませ給ひ、御内帑の資を賜はつて社會事業の發達を御奨勵になつた。かゝる限なき皇室のみめぐみは、おのづからあまねく萬民の上に行渡つた。萬民もまた互に心をあはせて皇室を宗家と仰ぎ、天皇を大御親とあがめて忠義を盡くして來た。かやうにして、君民の間はおのづから至誠の感應によつて結合し、皇室と臣民とは全く一體を成してゐる。これが實に我が國體の純且美なるところであつて、天地のあらん限り永遠に存すべきものである。我等は至誠を以て君國のために盡くし、此の善美な國體を益、光輝あらしめなければならぬ。

古歌

すゑの世のすゑのすゑまでわが國は

よろづの國にすぐれたる國

第二課 愛國

凡そ如何なる國の人民でも自分の國を愛しない者はない。代  
代同じ土地に住み、同じ統治の下に生活をしてゐると、自分の  
國を愛する念が自然に生ずるものである。まして幾千年の昔  
から皇室を宗家そうけといたゞき、此のうるはしい國土にはぐくま  
れて來た我が國民が、一層愛國の念に富み、他國に見ない美風  
を成して來たのは當然で、其の事蹟じせきは國史の上に光輝ある成  
跡をのこしてゐる。我等もまた此の美風を受繼うけつぎいで、國を愛し、  
國のために盡くさう。

君國の大事には身を捨て、家を忘れて之に當り、以て天皇陛下

高修女一

高修女一

の大御心を安んじ奉らなければならぬ。我等が既に學んだ  
楠木正成の事蹟、廣瀨武夫の事蹟の如き、いづれも千古の模範  
である。又近き諸戰役に、戰場に赴おもむかない者がよく、其の職業に  
勵み、出征軍人の慰問きんもんや軍人家族の救護等に努めたのも、愛國  
心を發揮したりつばな例である。

國家非常の場合に全力を盡くして愛國の赤誠を致すのは、國  
民として當然の務であるが、平時に於ても、國民の風習が浮華  
放縱はうしゆうに流れたり、其の思想が輕薄過激に傾かたむいたりすれば、國運  
が衰頽おとろに赴くものであるから、國を愛する者は、常に質實剛健  
の氣風を養ひ、醇厚じゆんこう中正の精神を持して、我が善美な國の基を  
固くするやうに心掛けなければならぬ。

日常よく身を修め家をととのへ、各其の職分を盡くすのは、最

も手近な愛國の道である。農工商等の職業に従事する者は、其の業に勵んで我が國の經濟を豊にするやうに努め、學問・技藝にたづさはる者は、それを研究鍊磨して、我が國の文明を進め、風教を助けるやうに圖ることが大切である。

稻生若水はかの賢婦人の譽ある稻生はるの子として、明暦元年江戸に生まれた。十一歳の時、大阪に行き醫術を修め、六年ばかり修業の後、京都に赴き、伊藤仁齋に従つて儒學を學んだ。又博物の學問を好み、これが研究に従事すること多年、遂に「庶物類纂」と題する一千卷の書物を著し、我が國に於ける博物の學問に一新紀元を開いた。

若水二十三歳の頃、或日支那の書物を讀み、其の中に日本のことを論じて、日本は何事にも不足のない國であるが、たゞ藥

物だけは産しないから、之を支那に求める外はない。」とあるのを見て、大そう残念に思ひ、我が國の山河や動植物の有様を察するに、藥物を産しないはずはない。よく研究したらば、これまで外國に仰いでゐた藥物は、大てい國內で採ることが出来るに違ひない。且支那の博物の書物を見ると、其の中に日本の學者の説を引いてゐるものは一つもない。これらは我が國の學者の研究が足らないためであつて、實に日本の恥である。これから自分は博物の研究に身を委ね、大著を出すと同時に、物産をふやして國益を増し、以て我が國の文明の進歩に貢獻しよう。」と堅く決心した。

元來博物の學問は、支那に於て早くから發達してゐたが、記述に誤もあり、且、一々實物について觀察したものはなかつた。

しかるに若水は、此の學問に志してから十數年の久しい間、博く書を讀み、實地に就いて調査研究し、藥物となる動植礦物中、支那の書物に名が出てゐる物で我が國に産する物を、既に千二百餘種程調べ上げることが出來た。若水は三十九歳の時、金澤に行き、當時賢明の聞えが高かつた加賀の藩主前田綱紀に仕へることとなつた。翌年藩主に上書して、博物の學問を實地に就いて精しく調べたのは古今ただ自分一人であると信ずる。これから更に研究を進めて、天下

若水の庶物類纂編述の志を述べた一節

耻ぢやない付本草一書ヲ作り万物ノ理ヲ包羅せり古今ノ真偽ヲ正し連々中華ノ風大日本國文學ノ盛事ヲ著せり及今在編述ノ志也

高修女一

高修女一

後世の重寶となるやうな著述をしたいと思ふ。且、我が國が毎年長崎で外國人に拂ひ渡す金高は莫大なものであるが、其中の大部分は藥物の代價である。もし自分の研究が完成したら、此の金銀を失はないです。我が國の非常な利益となる。しかるに自分は生來虚弱な身體であるから、長命は覺束ないかも知れない。もしせつかく研究したところを死と共に朽ちさせてしまふやうなことがあつては、如何にも残念である。」と平素の志を述べた。

綱紀は若水の志に深く感心して、其の著述の完成を命じた。若水はそれから綱紀の知遇を受け、一千卷の大著をするつもりで、晝夜研究に力を盡くしたが、漸く三百六十二卷の書物を編纂した時病にかゝり、惜しいことにまだたくさん稿をのこ

して六十一歳で歿した。綱紀は若水が大著を終へない中に歿したことを惜しみ、若水の弟子に命じて遺稿を補修させることにした。後數年、綱紀も薨じたために遺稿補修の仕事は一時中絶したが、將軍徳川吉宗は大いにそれを遺憾に思つて、若水の子及び弟子等に命じて遺稿補修の任に當らせた。若水が歿して二十三年の後、遂に遺稿六百三十八卷が出来上つて、一千卷の大著がこゝに完成し、若水の志が始めて達せられた。

## 第三課 家

家は祖先によつてははじめられ、其の後継者たる家長によつて支配せられる團體であつて、永遠に存続すべきものである。此

の團體は血族の結合であるから、共同生活の中で最も自然なものである。我が國では家が社會組織の基礎になつてゐて、古から家を重んずる美風がある。我等はよく此の美風を守つて、我が社會組織の基礎を固くしなければならぬ。家には一家の中心となつて之を統べる家長即ち戸主といふものがある。戸主は普通の場合に父である。戸主の下にあるものは家族であつて、皆同じ氏を名のつてゐる。戸主は家族を愛護し、家族は戸主を尊敬し、共に心を同じくし力をあはせて、祖先の志を継ぎ、家の繁榮を圖るべきである。家を重んずるには、祖先を尊んで祭祀の禮を厚くしなければならぬ。祖先から傳はつた家の美風を守り、家産を保つて、益家運を盛にするやうに心掛くべきである。又よく身を修め互



に助け合つて、善良有爲の人となり、社會に貢獻して、家名を揚げる心掛が大切である。

我等は我等の祖先の子孫であると同時に、我等の子孫の祖先である。それ故我等は祖先に對して務を有してゐると共に、子孫に對する務も有してゐる。我等が身を修め行を正しくして家名を揚げるのは、祖先に對する務を全うするばかりでなく、また子孫のためを圖る所以である。

菅原道眞が十五歳になつて元服した時、道眞の母は之を祝つて、

久方の月の桂も折るばかり

家の風をも吹かせてしがな

といふ歌を詠じ、道眞が學問に上達し立身出世して家の榮を

圖るやうにこひねがつたといふことである。

箕作阮甫は寛政十一年、津山藩の侍醫の家に生まれた。幼少の時、父を失ひ、それから母の嚴格なしつけを受けて成長した。二十四歳の時、阮甫は父の業を繼いで侍醫に擧げられ、翌年藩主に從つて江戸に出た。阮甫はつらく、時勢を見、いよく、將來



の我が國は大いに西洋の文物を學ばなければならぬといふことを知り、洋學の研究に志した。しかし僅かの俸祿だけでは家計を支へることがむづかしく、其の上、火災に遭つて家財を全く失つたため、頗る窮乏に

陥つた。阮甫はそれにも屈せず、しばし家族に向つて、「今はかやうに醫業に勉めず、むだな事をしてゐるやうに見えるが、決してむだではない。人々が洋學の必要を覺る時を待つて勉強を始め、もう間に合はない。今の中に十分勉強して置いて、將來國のため學問のために大いに盡くすつもりなのだ。どうか一時の困難は忍んでもらひたい。いつかは箕作の名を西洋までも知らせて見せる。」と言つて聞かせた。其の頃はまだ洋學者は世の迫害を受けるやうな時節であつたから、阮甫の修學の苦心は一通りではなかつた。家族も阮甫の意を受けてよく窮乏を忍び、不安に堪へて、阮甫が落ちついて研究を續けることが出来るやうにした。後我が國と歐米諸國との關係は密接になり、洋學の研究が大いに必要になつて來た時、阮甫は多年

の造詣を傾けて、著述に従ひ、西洋の學術を傳へ、又幕府に用ひられて種々の事業に與り、六十五歳で歿するまで我が國の文運に貢獻するところが頗る多かつた。それがため箕作の名がだん／＼世に知られ、且幕末から明治の御代にかけて、此一家から有名な學者が輩出して、箕作の血は學者の血だ。」といはれるに至つた。

#### 第四課 孝行

家にあつて最も大切なのは親子の關係である。子が親に事へて孝道を全うするのは、家を重んずる所以である。凡そ子として父母を愛敬するのは自然の情であるから、孝は又人情の自然に基づくものといふべきである。父母は其の子

を育てるのに、日夜心身を勞して、少しも厭はない。其の子がもし人にすぐれ、しあはせがよければ、限なく喜び、又人に劣りしあはせがよくないと、起き臥し、絶えず心配する。其の慈愛の深いことは、とても言葉に盡くせない。其の高恩を思ふと、子たる者の心にはおのづから感謝報恩の念が湧起らざるを得ない。孝行の道は親に安心させるより、大いなるものはない。親に安心させるには、常に自分の行を慎み、身體を丈夫にして、善良有爲の人となるやうに努めることが大切である。之に反して、悪い行をして世間から非難を受けたり、攝生を怠つて、病弱の身となつたりすれば、父母に心配をかけて甚だしい不孝となる。父母を愛すると共に、父母を敬ふのは、子たる者の道である。親しきになれて、禮儀をおろそかにし、敬意を缺くやうなことが

あつてはならない。又子たる者は、父母に従順であることが大切である。父母が其の子にいろ／＼教訓を與へるのは、其の子を愛し、其の子のためを思つてするのであるから、子は謹んで其の命に従はなければならぬ。女子は成長の後、多くは他家にとつぐ者であるから、生家に居る中に、父母に孝行を盡くすことが大切である。とついで後には、身を慎み、先方の家風に從ひ、家庭の和樂に努め、かりそめにも生家の父母に心配をかけるやうなことがあつてはならない。又萬一親の言行に道理に合はないやうに思ふことがあつたら、顔色を和らげ、言葉を穩やかにして、其の由を告げ、誠をこめ、やさしい心を以て親に事へて、自然に親が過に遠ざかるやうにするのが孝の道である。

そよは尾張海西郡鳥地村今の愛知縣海部郡十の農善六といふ人の娘であつた。生まれたあくる年、母に別れ、それより父の手一つで育てられた。しかるに善六は家が貧しいので、みづからそよを懷に抱いて、他の乳をもらひ歩き、又みづから米汁を作つて飲ませた。寝てから乳を慕つて泣くときは、いろ／＼とあやしてやつと眠らせた。善六は生來酒が好きで、僅かの錢を得てもそれを酒に代へるといふ程であつたから、耕作に従事しても十分に農具を求め貯もなく、遂に農業をやめて、川に行つて漁をしたり、人に雇はれて働いたりしてやつと暮しを立ててゐた。そんな境遇の中にそよは大きくなつたが、氣だてが至つてすなほでやさしくて、なりふりにかまはず、人のために綿を打ち、苧を績み、機を織り、其の賃錢を得て暮しを補ひ、租税も

高修女一

高修女一

滞なく納めた。其の上そよは自分の食べ物もひかへるまでに節約して、父の養の足らないことのないやうにした。善六は酔ふと處かまはず倒れ臥して、夜がふけても家に歸つて來ないことが度々であつた。そよは父の身の上を心配して、雨風も厭はず尋ね歩いた。もし行遇はないときには、善六は歸つて無理なこゝとばかり言つて叱るけれども、そよはたゞ詫びて少しも逆らはな



かつた。又行遇つたときには、善六は「早く歸れ。なぜ人の楽しみを妨げるか。わしは後から歸る。」などと言ふのを、そよはいろいろなだめすかして歸らせ、自分は其の後から見え隠れにいついて歸つた。夏の夜善六が路の傍や人の庭などに酔倒れて寝てゐることがあると、そよはたゞ一張しかない蚊帳を持つて行つて父の體を蔽ひ、自分は蚊に喰はれるのも厭はず父を護つて、其の側で夜を明かした。

そよの眞心には如何に頑な者でも感動させられる。まして善六はもと心の曲つた者ではなくて、たゞ酒に酔ふと前後を忘れる悪いくせがあつただけであるから、そよが父の酔つて體を損ふことを氣づかひ、又人に迷惑をかけてはならないと心配してくれる孝心の厚いのに感じて、遂に自分の行狀を慎む

やうになつた。さうして娘の親切を深く喜ぶ餘り、近所の人にも涙を流して其の事を話してゐたといふことである。

### 第五課 親類

同じ祖先から分れ出た血族が相依つて親和するのは、人情の常であり、人倫の道である。伯父母叔父母、従兄弟姉妹等はいふまでもなく我等の親類であるが、結婚によつて、配偶者の親類も血族と同様に親類となる。親類は相和し相助けて、互に其の幸福と繁榮を圖るべきである。

親類は常に親愛の情を以て交り、吉事がある時は相慶し、凶事がある時は相弔し、重大な事の起つた場合には、よく相談して力をあはせて事に當らなければならぬ。又祖先の祭祀を營

むに當つて親類が相集るのは、我が國の美風であつて、其のた  
めに祖先に對する敬慕の情を厚くし、親類間の共同の念を深  
くする。親類の中には、富んだ者もあらうし、貧しい者もあらう。  
しかし、貧しい者だからといつて之を疎遠にしたり、又富んだ  
者だからといつてみだりに之に依頼したりするのは宜しく  
ない。

親類は相共に其の名譽を重んじなければならぬ。親類の中  
で一人でも汚名を受けると、親類一同の名譽を傷つ  
け、一家一門の恥辱を招くことになる。それ故我等は、自己の名  
譽を重んずると共に親類の名譽を重んじ、家門の名譽を傷つ  
けないやうに戒むべきである。

親類間では、お互に親しい餘りに、とかく禮儀がおろそかにな

り易いものである。しかし禮儀をおろそかにするのは、たとひ  
親しい間柄でも不和を招く基となるものであるから、常に長  
幼の順序を正しくし、尊卑の關係をわきまへ、禮を以て交り、親  
類の和熟を永遠に保つやうに努めなければならぬ。

第六課 舅姑

他家にとついで嫁となつた者は、よく舅姑に事へて實の父母  
と同じやうに大切にしなければならぬ。嫁が實の親に對す  
ると同じ眞情を以て舅姑に事へ、舅姑もまた實の子に對する  
と同じ眞情を以て嫁を愛するときは、一家は誠に睦まじく、家  
庭は實に楽しい所となる。それ故嫁たる者は舅姑に對して從  
順を旨とし、敬愛の誠を盡くして、常に其の心身を樂しませる

やうに努むべきである。

舅姑は其の家を祖先から受継いで、之を子と其の嫁に譲り傳へる人である。嫁は舅姑が嘗て家を治めた苦勞を思ひ、舅姑は嫁を導いてよく家を治めさせると、家は益々繁榮するものである。又夫は既に子として其の家に育つた者であるが、嫁は新に他家から入つて來た者であるから、其の家風に慣れないために、舅姑の心に適はないこともあらう。それでは家庭の和樂を傷ひ、嫁としての本分を全うすることが出來ないから、嫁は何事につけても舅姑の意に背かないやうに努むべきである。もし舅姑の戒告を受けたときは、自分の思慮がまだ足らないことを思つて、喜んで之を聽き、決して之を輕んずるやうなことがあつてはならない。又舅姑も嫁が年若くて經驗に乏しく、家

風にも慣れないことを察して、常に實の子に對する愛情を以て之に對し、行届かないところは親切に教へて行かなければならない。

稻生はるが賢婦人であつたことは、我等の既に學んだところである。はるは恒軒のところにとついで、常に其の行を慎み、謙遜であつてよく女子の本分を盡くした。殊に舅姑を大切にしておよく孝養に努めた。後、恒軒と一しよに江戸に出た時、舅姑は大阪にとどまつて居たが、はるは常に手紙を送つて其の安否を尋ね、其の心を慰めたので、舅姑は深くはるの眞情を喜んだ。後、夫婦は山城の淀に移つたが、其の時は、舅はもうなくなつた後であつたので、姑と一しよに住まつて、朝夕眞心をこめて奉養に努めたが、一年ばかりたつて、姑も遂になくなつた。はるは

其の後も深く舅姑を追慕して、厚く其の祭祀を營んだ。はるの如きは誠に嫁たる者の模範である。

第七課 貞操

天明の頃、筑前宗像郡土穴村今の福岡縣宗像郡赤間町大字土穴にはんといふ人があつた。農夫源藏の妻となり、十年程たつた頃、源藏が中風の病にかゝつて歩行もかなはないやうになつた上に、七十歳になつた姑と、九歳と六歳と其の年生まれと三人の娘があつたのを、はんはまめやかに働いて病夫を介抱し、傍ら一家の者の養育に努めて、其の苦勞は外の見る目も痛々しい程であつた。或時、親類の人々がはんのもとに集つて來て、源藏はあんなに不治の病で寢てゐる上に、姑と幼兒の養育に手がかゝつて、と

ても農家のつとめはむづかしいであらう。一家が飢ゑては困るから、源藏親子と娘二人は私共の方で世話をしよう。御身は末の娘を連れて親里に歸り、再婚して身の落ちつきをお圖りなさい。」と勧めたけれども、はんは、仰せは御もつともですが、こんな病苦に悩んでゐる夫や年寄子供を見捨てるには忍びません。どんな苦勞をしましても、此のまゝで一家の者を養ひたうございます。」と言つて、しきりに離縁にならないやうに頼んだ。姑も常にはんの孝養の手厚いのに安心してゐたから、今更はんと別れたら、安らかに一生を終へることが出来まい。」と言つて、歎き悲しんだので、親類の人々も之に感じて、其のまゝにして置いた。はんはそれから朝夕夫の薬餌の世話はいふまでもなく、寒暑



の衣服までも時に應じて調へ、田畑の耕作にも力を盡くし、草を刈るのも薪を採るのも、自分一人でやつて、女の手で出来にくい事があると、親類の人々に相談し、或は近所の人と勞力を交換して、仕事に勵んだ。かやうにすること十年、源藏の死ぬまで介抱の手の届かないところなく、租税も滞なく納めたので、人々は大いに其の志に感じ、領主も厚く其の善行を褒賞した。』男女結婚して夫婦となつた上は、相愛すると共に互に敬意を失はず、喜憂を同じくして、一生變らない心掛がなければならぬ。妻となつて夫が病氣にかゝり、貧困に陥つたからとて、それを棄去るやうなことは、婦徳を害ふことの甚だしいものである。貞操は實に女子の生命ともいふべきものであるから、死を賭してもそれを守らなければならぬ。もしそれを守らな

高修女一

いときは、たとひ如何程才能がすぐれ、容色が秀でてゐても、褒めるに足らない。女子の身を誤るのは、安逸をこひねがひ、虚榮を求め、ことに基づく場合が多いから、常に自重して、誘惑に打克ち、貞操を全うするやうに努めなければならぬ。

古歌

雪降りて年の暮れぬる時にこそ

つひにもみぢぬ松も見えけれ

高修女一

## 第八課 女子の本分

男子と女子とは各其の性質を異にする。しかし其の違つた性質を以て互に協力することによつて、社會の圓滿な發達を圖ることが出来るのである。今日にあつては、女子も社會の各方

面の事にたづさはるやうになつて來たが、それは男子と同様の事をするためといふよりは、むしろ女子の長所美點によつて、社會の發達を一層完全にするために必要なことである。家が社會組織の基礎であることは既に學んだところであるが、女子の天分は家に於て最もよく其の長所を發揮し得るやうになつてゐる。妻としては夫を助け家政を整へて一家の繁榮を圖り、母としては子女を教養して其の健全な發達を遂げさせるのが、實に女子の尊い本分である。

女子の一生は、大地が草木の種を藏し、絶えず之を温めたり濕したりして、遂に或は空を蔽ふ大木と成し、或は野を彩る草花とするのと似た趣がある。人生の雄大なものも、美しいものも、すべて女子の慈愛と獻身によつて培はれる。女子が其の本分

を全うするのは、國家社會の繁榮、人類の進歩に貢獻する所以である。

湯淺常山は岡山藩の學者で、寶永五年に生まれた人である。母の名をるりといつた。るりは二十八歳の時、常山の父子傑にとつた。だが、よく夫に事へ、家を治めた。子傑は藩の目付役となつて専ら政治に心を用ひたので、家庭の事はすつかりりにかせてあつた。人がるりに頼み込んで自分に都合のよい計らひをしてもらはうとすることも度々であつたが、るりは一切それを拒絶し、且其の不正であることを親切に言ひ聞かせた。其のために時には人の憎しみを受けることもあつたが、子傑が十八年間重職に居て、清廉公平の譽を得たのは、實にるりの内助の力が多かつたためである。後子傑が病にかゝつた折に

は、日夜其の側を離れず真心をこめて介抱に手を盡くし、六年の久しい間少しもかはらなかつた。子傑が死んでから、常山はまだ妻を迎へないでゐたので、るりは老の身を以て家事一切を引受けて世話をし、少しも倦むことがなかつた。暇があれば書物を読み和歌を誦してみづから楽しんだ。又平常儉素を守り、困つてゐる人があれば、親疎の別なく之を助けた。



高修女一

るりは常山の教育には最も意を用ひ、常山を深く愛したが決して愛におぼれるやうなことなく、嚴に教へ導いた。常山がまだ幼い時には、いろくくと古人の事蹟などを語り聞かせて彼を勵まし、もし過があれば決して捨置かず、必ずそれを改めさせるやうにした。又常に其の交際する人物に注意し、審に其の性行をたゞして、眞に友とすべきか否かをきめてやつたといふことである。常山が後にすぐれた人物となり、治績に於ても著書に於ても、大いに世を益するに至つたのは、由つて來るところがあるといふべきである。

高修女一

第九課 至誠

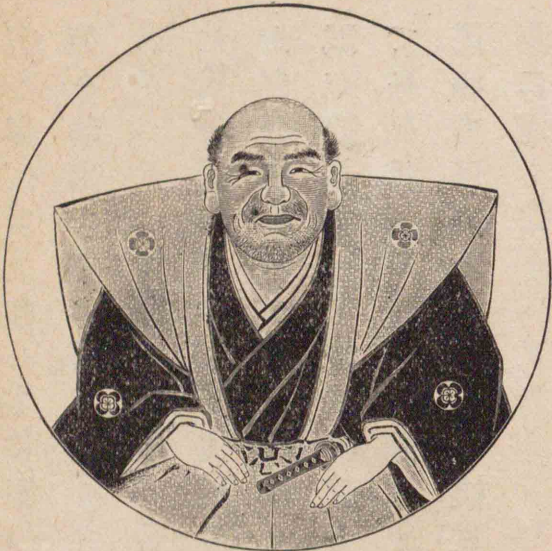
我等が父母に事へるにも君國のために盡くすにも、他人から

強ひられてするのでなく、又私慾からするのでもなく、たゞ自分の良心の命ずるまゝにさうせずには居られないのが至誠である。

明治十五年軍人に賜はつた勅諭に、「心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あれは何事も成るものそかし」と仰せられてある。如何なる行爲も偽り飾らない至誠から出て、始めて眞の善といふことが出来る。至誠は實に萬善の基である。自分の修養の上にも他人と交る上にも人は常に至誠を以て一貫することが大切である。

二宮尊徳は三十六歳の時、小田原藩主の命を受けて、其の領分下野櫻町の復興の事に當つた。此の地の住民は遊惰放逸であ

高修女一



つて、農事を勤めず、田畑は多くは荒廢してゐた。そこで尊徳は櫻町に行つて、日々領内を巡り、住民の勤惰の有様を察し、土地の肥瘠を調べて、大風暴雨にも盛暑極寒にも嘗て怠ることは

なかつた。さうして農業を奨励し、荒地を開拓させようとしたが、奸人共が住民をおだてて、いろいろ事を構へて仕事の妨をした。しかし尊徳はそれを罰しないで、諄々と道を諭し、善を勧め、七年の久しい間、努めてやまなかつた。しかるに小田原から出張して事を共にしてゐた二三の役人は、尊徳の仕

高修女一

方を喜ばず、上書して尊徳のことを藩主に讒訴した。藩主は尊徳を呼出して事情をきゝたゞしたが、尊徳の誠意が更によくわかつたので、深く多年の苦勞を慰めた。尊徳はつくづく思ふには、奸人が外にゐて復興の事業を妨げ、内に事を共にする者が自分を信じないのは、全く自分の誠が足りないためである。誠が通じさへすれば、成就しない事はないはずである。そこで身を清めて神に祈り、益、誠を盡くして事に當つた。それ以來民心も自然と一變して樸實の風が興り、荒地の開拓も數百町歩に達した。

領内に岸右衛門といふ者があつた。資産のある方の農夫であつたが、性質が至つて吝嗇で、其の上奸智に長けてゐた。初の間は尊徳をあざけり罵つて、村民を歸服せしめないやうに努め

た。しかし尊徳は少しもそれをとがめず、誠意を以て教へ導いた。たので、岸右衛門も次第に感化されて、數年の後には大いにみづから悔悟し、家財を賣つて百餘兩を得、それを以て窮民救恤の資として提供するに至つた。尊徳の如き人は實に至誠を以て人を動かしたものだといふべきである。

格言 至誠ニシテ動カサザル者ハ未ダコレ有ラザルナリ。

第十課 正直

或時、尊徳は多くの人夫を雇つて、領内物井村の荒地を開いた。人夫の中に、尊徳の見てゐる時には、汗を流して一生懸命に働くが、尊徳の居ない時には、なまけてばかりゐる者があつた。尊徳は度々其の者の傍に行つて、働く様子を見てゐたが、遂に陰

日向のあることを看破し、聲をばげまして、「お前は人を欺かうとするのか。今自分がこゝに居ればさうして力一ぱい働くが、自分が去つたならば、きつとなまけるに違ひない。人の力には限がある。終日そんなに一生涯懸命に働いたら、一日できつとたふれるだらう。」と言つた。人夫は大いに驚いて、地上に平伏して罪を謝した。

又人夫の中に六十歳ばかりの老人があつて、終日こつ／＼と木の



高修女一

根を掘つてゐた。或人が「少し休んではどうか。」と言ふと老人は、「年寄が若い者と同じやうに休むと、人並の仕事が出来ない。」と言つて、少しも鋤の手を休めなかつた。開墾が終つてから、尊徳は其の老人を呼んで、よく働いた褒美として金十五兩を與へた。老人は大いに驚いて、「年をとつて人並の働の出来ない私が、人並の賃錢をいただくのさへ分に過ぎたことでございます。こんな御褒美をいただくわけがありません。」と言つて、其の金を戻さうとした。尊徳はそれを諭して、「いや辭退するには及ばない。自分は日々皆の働く様子を見てゐたが、誰でも開き易い場所を選んで鋤を下して、其の開いた地面の多いのを見せようとしてゐる。それにお前は他人の嫌ふ木の根を掘つて、終日怠らない。其のために働は目にたゝないが骨折は他人の倍で

高修女一

ある。それを他人と同じやうに視ることは、自分には出来ない。聞けばお前は貧しいために他領からかせぎに来てゐるのださうである。それに見す／＼もらへる賞金を道でないといつて辭退しようとする心の美しさは、とても他人の及ぶところでない。此の金は天がお前の正直を褒めて下し賜はつたものと思つて、持つて歸れ。」と言つたので、老人は涙を流してそれを受け、喜び勇んで故郷に歸つた。

人は正直でなければならぬ。正直な者は俯仰天地にはぢるところがないから、いつも心が穩やかである。しかるに不正直な者は自分の心の醜いのを隠さうとするために、いつも不安な心持を去ることが出来ない。そして其の不正直なことは、いつか現れずにはゐないのである。我等は常に言行が公明正大

であるやうに努めることが大切である。知らないことははつきりと知らないと言ふがよい。それを知つたやうに言ふのは偽である。又話を殊更に面白くしようとして、事實を誇張して言ふのも宜しくない。殊に目前の利益のために、決して不正な行をするやうなことがあつてはならない。

商工業に最も大切なのは信用である。もし商工業者が正直でなく、うはばはよく見えて其の實は粗悪な物を造つたり、又見本と違つた品を賣つたりするときは、信用を失つて、取引をする者がなくなるであらう。殊に外國貿易に關してかりそめにも此のやうな行爲があると、本邦品の聲價をおとし、延いては國家の不利を來すことになる。

第十一課 反省

人には何か特殊な性癖があり、又時に言行に過失があるのを免れないものである。もしそれを其のまま、打棄てて置くこと、其の性癖は増長し、過失は習慣となつて、遂になほすことが出来ないやうになる。それ故、人格を修養するには常に自分を振りかへつてみて、其の性癖の偏したところは矯め、言行の過つたところは改めて、一步々善に向つて進んで行かなければならない。

昔、孔子の弟子に曾子といふ賢人があつて、吾日に三たび吾が身を省みる。人の爲に謀りて忠ならざるか。朋友と交り言ひて信ならざるか。習はざるを傳ふるか。と言つてゐる。又かの瀧鶴臺の妻が赤い毬と白い毬を造つて、常に袂に入れて置いて、悪

い心が起るときは赤い毬に糸を卷添へ、善い心が起るときは白い毬に糸を卷添へて反省に努めたといふ話は、我等が嘗て學んだところである。古來すぐれた人は反省によつてみづから修養に努めたものである。



廣瀬淡窓は豊後の人、咸宜園といふ家塾を開いて、前後三千餘人の弟子を教育した有名な學者である。淡窓は幼い時から學問を好み、十二三歳の頃にはもう一通り漢籍を讀み、詩文もよく出來た程の秀才であ



つたが十五六歳以後はとかく病氣がちで、又自分の性行の上にもいろいろ、缺點のあることに氣が附いたので、十八歳の時、反省によつて大いに心身の修養を積まうと志したが、其の實行はなかく、困難であつた。四十三歳の時、まだ當初の志を果さなかつたことを悔い、自新録といふ一書を作つて、其の中にみづから戒むべきことを記し、之を机上に置いて、朝夕其の通り實行に努めた。しかしそれでもまだ満足することが出来ず、遂に五十四歳になつても、つと厳しく反省するため、日々

萬善簿 自己未開七月九日始 一名録係編

|     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 廿九日 | 廿八日 | 廿七日 | 廿六日 | 廿五日 | 廿四日 | 廿三日 | 廿二日 | 廿一日 | 廿日 | 十九日 | 十八日 | 十七日 | 十六日 | 十五日 | 十四日 | 十三日 | 十二日 | 十一日 | 十日 | 九日 | 八日 | 七日 | 六日 | 五日 | 四日 | 三日 | 二日 | 一日 |
| 廿九日 | 廿八日 | 廿七日 | 廿六日 | 廿五日 | 廿四日 | 廿三日 | 廿二日 | 廿一日 | 廿日 | 十九日 | 十八日 | 十七日 | 十六日 | 十五日 | 十四日 | 十三日 | 十二日 | 十一日 | 十日 | 九日 | 八日 | 七日 | 六日 | 五日 | 四日 | 三日 | 二日 | 一日 |
| 廿九日 | 廿八日 | 廿七日 | 廿六日 | 廿五日 | 廿四日 | 廿三日 | 廿二日 | 廿一日 | 廿日 | 十九日 | 十八日 | 十七日 | 十六日 | 十五日 | 十四日 | 十三日 | 十二日 | 十一日 | 十日 | 九日 | 八日 | 七日 | 六日 | 五日 | 四日 | 三日 | 二日 | 一日 |
| 廿九日 | 廿八日 | 廿七日 | 廿六日 | 廿五日 | 廿四日 | 廿三日 | 廿二日 | 廿一日 | 廿日 | 十九日 | 十八日 | 十七日 | 十六日 | 十五日 | 十四日 | 十三日 | 十二日 | 十一日 | 十日 | 九日 | 八日 | 七日 | 六日 | 五日 | 四日 | 三日 | 二日 | 一日 |

高修女一

の行爲を必ず記録に留めて、善行一萬に達するのを目あてに修養しようと思ひに誓つた。そこで「萬善簿」と題する帳簿を作り、其の日の言行を反省して、例へば人に善行を勧め、人の世話をし、氣を付けて人を教へ、親類と親しむ等を善に數へ、過食・病氣・怒殺・生等を惡に數へて、善は白丸、惡は黒丸の記號によつて記入し、月末には其の功過を考査することとした。かやうにして怠らず善行を積んで、遂に十二年七箇月の後には、善の數から惡の數を差引いて殘の善の數が一萬を超えるまで

|     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 廿九日 | 廿八日 | 廿七日 | 廿六日 | 廿五日 | 廿四日 | 廿三日 | 廿二日 | 廿一日 | 廿日 | 十九日 | 十八日 | 十七日 | 十六日 | 十五日 | 十四日 | 十三日 | 十二日 | 十一日 | 十日 | 九日 | 八日 | 七日 | 六日 | 五日 | 四日 | 三日 | 二日 | 一日 |
| 廿九日 | 廿八日 | 廿七日 | 廿六日 | 廿五日 | 廿四日 | 廿三日 | 廿二日 | 廿一日 | 廿日 | 十九日 | 十八日 | 十七日 | 十六日 | 十五日 | 十四日 | 十三日 | 十二日 | 十一日 | 十日 | 九日 | 八日 | 七日 | 六日 | 五日 | 四日 | 三日 | 二日 | 一日 |
| 廿九日 | 廿八日 | 廿七日 | 廿六日 | 廿五日 | 廿四日 | 廿三日 | 廿二日 | 廿一日 | 廿日 | 十九日 | 十八日 | 十七日 | 十六日 | 十五日 | 十四日 | 十三日 | 十二日 | 十一日 | 十日 | 九日 | 八日 | 七日 | 六日 | 五日 | 四日 | 三日 | 二日 | 一日 |
| 廿九日 | 廿八日 | 廿七日 | 廿六日 | 廿五日 | 廿四日 | 廿三日 | 廿二日 | 廿一日 | 廿日 | 十九日 | 十八日 | 十七日 | 十六日 | 十五日 | 十四日 | 十三日 | 十二日 | 十一日 | 十日 | 九日 | 八日 | 七日 | 六日 | 五日 | 四日 | 三日 | 二日 | 一日 |

高修女一

になり、こゝに年來の望を遂げることが出来た。此の時、病身の淡窓も既に六十七歳の高齢に達し、其の人格も圓熟して來た。しかし淡窓は決して其のまゝ安んじてゐないで、再び同じ方法によつて反省の工夫を續け、七十五歳で歿するまで努めてやまなかつた。

## 第十二課 責任

人は誰でも我が身に引受けて果さなければならぬ務がある。これらの務はどこまでもりつばにし遂げ、又した事の善し悪しについてもあくまで其の結果を自分に引受けなければならぬ。之を責任といふ。

郵便物が間違なく届き、汽車、汽船で安全に旅行が出来るのは、

通信交通の業務に従事する人々が、それごとく自分の職務に責任を以て當るためである。社會は人々が皆責任を重んずることによつて成立つて行くのである。もし世の中の人々が引受けた務を顧みず、又自分のした事について責を負はないといふ風であつたら、我等は互に他を信賴することが出来ず、安心して生活することは出来ない。大正天皇は國民精神作興に關する詔書の中に「責任ヲ重シ」と仰せられ、國家社會の幸福を進めるために責任を重んずべきことをお諭しになつた。

人は先づ自分の責任について自覺することが大切である。他人と約束したことは必ず守らなければならぬ。初から實行の見込のないことを軽々しく約束するのは、責任を解しない者である。又自分の擔當した職務については深く責任を感じ、

私を忘れ公に奉ずる精神を以て之に當らなければならぬ。なほ責任には健康を進め智徳の修養をするやうな自身に關するものもあり、市町村の繁榮を圖るやうな他の人々と共同して負ふ一般の責任もある。これらの責任も決して忽にしてはならない。要するに自分の責任を自覺しない人は如何程才能があつても、人としての資格を缺くものといふべきである。

責任は時と場合によつて之を果すに緩急の別があるが、いやしうも自分の責任である以上は、困難に屈せず、利害に惑はず、りつばに之を果す覺悟がなければならぬ。又自分の引受けてした結果がうまく行かなかつた場合に、其の責を他人におしつけるやうなことをするのは、甚だ卑劣なことである。

高修女一

吉良平治郎は大正十一年一月十九日の夜ふけ、北海道釧路郵便局から昆布森郵便局への郵便物遞送に従事し、折からの荒天を冒して出發した。兩局の間は四里ばかりの道であるが、途中で天候が一層險惡となり、遂に暴風雪となつた。雪には慣れてゐる平治郎もさすがに此の吹雪には困つたが、公の職務を思つて、背負つた郵便行囊に降りかゝる雪を打拂ひ、進んで行つた。

高修女一

平治郎が釧路から約三里を距てた宇宿徳内に通ずる坂路にさしかゝつた頃には、暴風雪はいよゝゝ烈しくなり、行く手は見えず、荷物は重し、其の上襲つて來る飢と身を切るやうな寒さに耐へかねて、雪の中によるめき倒れた。しかし郵便物の大切であることを思ふと、また勇氣を振るつて起上り、僅かに寒

さを防いでゐたズツクの外套をぬいで、郵便物がぬれないやうに行囊を包み、さうして帯を裂いて其の上をしつかりとくくつた。更に唯一の力としてたづさへて來た竹の杖を傍に立て、先端に手拭を結んで目じるしとした。それから救助を求めようとして、坂下の人家のある方を指して、深い雪の中を歩き出した。しかしものの一町も進まない中に、吹雪は全く彼を埋めてしまつた。

平治郎の行方不明の報が傳はると、附近の青年團員は、郵便局や警察署の人々を助け、手を分けて搜索に従事した。さうして深き胸に達する積雪を踏分けて、非常な骨折の末、平治郎が目じるしとして置いた竹の杖によつて、雪に蔽はれた行囊を先づ發見し、次いで凍死してゐた平治郎を發見することが出來

た。局員が行囊を調べて見ると、少しも異状なく、檢視に來た人も、青年團員も、平治郎が郵便物を大切にし細心の注意を拂つた跡をありくと認めて、其の職責を重んずる精神の厚いのに感激しない者はなかつた。

## 第十三課 勇氣

爲すべきことは必ず斷行し、爲すべからざることは決してしないといふ意志の力が即ち勇氣である。誘惑を斥け私慾を抑へる克己の徳、艱難を凌ぎ辛苦に耐へる忍耐の徳、小成に安んじないで何事も進んでする進取の氣象、これらはいづれも勇氣である。しかし頑固であり、剛情であるのは、如何にも勇氣であるやうに見えるが、それは正しいことにいさぎよく従ふこ

とが出来ないのであるから、勇氣とはいへない。  
 明治十五年軍人に賜はつた勅諭に、「夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし」と仰せられてある。武勇が軍人にとつて大切であるのはいふまでもないが、勅諭にも仰せられてある通り、一般國民も男女を問はず、常に武勇を尙ぶべきである。

我が國が幾千年間未だ曾て外國の侮を受けたことのないのは、人々が武勇を尙んで、此の國を擁護したためである。さうして勇婦烈女の其の間に出た者が少くない。神功皇后の御事は申すも畏多いが、上毛野形名の妻や楠木正行の母の事蹟の如きは女子の模範である。又明治二十七八年及び明治三十七八年の兩戦役の際、妻は夫を激勵し、母は子を鼓舞し、其の門出に

臨んで、「家の事は心配するな。一心に御國のために盡くせ。」と勵ましたのも、よく尙武の精神を發揮したものとといふべきである。

勇氣は戦時に於て大切であるばかりでなく、平時に於ても必要である。凡そ如何なる事に當り如何なる業務を執るにも、勇氣がなくてはならない。我等が學業に勵み善良な習慣を造るにも勇氣がいる。或は攝生を守り身體を鍛鍊するにも勇氣がいる。又傳染病患者を治療する醫師にも、荒海に乗出す漁夫にも、勇氣がなければ其の業に従事することが出来ない。

つゞら折の道をたどり、時には岩根をよぢ、谷川を渡つて後、始めて高山の頂に達する。途中の困難に屈する者は、とても頂上の壯觀に接することは出来ない。何事を成すにも、先づしつか

りと目的を立て、よく手段を考へた上で着手し、順序をおうて  
 倦まずたゆまず進むことが大切である。途中で思ひがけない  
 障碍に出會つて失敗することがあつても、これもまた一つの  
 試練だと考へて、あくまでも自分の力を信じ、勇氣を鼓舞して  
 進むがよい。かやうにして進んでやまなければ、いつかは目的  
 の頂上に達することが出来る。

勇氣の多少は身體の強弱にもよるが、主として精神の修養如  
 何によるものである。眞の勇氣は、自分のすることが、目的に於  
 ても手段に於ても道に合し、顧みて公明正大、少しも天地には  
 ぢないといふ信念の下に生じて來るのである。それ故、眞の勇  
 者とならうとするには、精神の修養が最も大切である。

格言 義ハ勇ニ因リテ行ハレ、勇ハ義ニ因リテ長ズ。

## 第十四課 身體

我等が智徳を修養するにも、又將來家を治め、進んで國家社會  
 のために盡くすにも、身體の健康が必要である。殊に繁劇な今  
 日の時世に處して事を成し遂げるには、いろ／＼めんだうな  
 仕事に堪へる體力と、年をとつても容易に衰へない元氣が必  
 要である。此の點で我が國民は歐米人に比べると幾分劣つて  
 るといはれてゐる。我等は單に自分のためばかりでなく、我  
 が國運の發展のためにも、身體の強健を圖らなければならな  
 い。又我が子孫のため、我が民族の將來のためにも、我等は先づ  
 自分の健康をよくして、優秀な體質を傳へるやうにしなけれ  
 ばならない。

精神と身體とは極めて密接な關係がある。身體が健康であると、精神の働を十分に發揮することが出来るが、健康を害すると、氣が弱くなつたり、心が僻ひがんだりして、何事も元氣よく出来ず、又愉快ゆかいに人と交することも出来ない。しかし又心の持ちやう次第で、身體の健康を圖ることが出来る。例へば心を正直に持つときは、何等心によましいところがないから、身體の健康によい。私慾しよくを抑へて克己こくぎの習慣しゅうかんを造ると、病に侵まされるすきがない。

身體を健康にするには、常に衛生の心得を守るのが第一である。

身體・衣服及び住居を清潔にすることは極めて大切である。身體が清潔であれば、健康を保つに益があるばかりでなく、氣分

を爽快さうがいにする。之に反して、身體が不潔であると、病氣にかゝり易いばかりでなく、他人に不快を感じさせ、結局自分の品位までも傷つけることになる。毎朝顔を洗ひ、口を漱すすぎ、齒を磨みがき、入浴するときはよく全身を洗ふがよい。衣服はよく洗濯せんたくをして垢あかのつかないものを着、住居は掃除そうじを十分にすることがよい。新鮮な空氣と日光は、健康に極めて必要であるから、努めて空氣の新鮮な日當りのよい處に出るがよい。又室内の通氣をよくし、衣服・寢具等を時々日光にさらすことも必要である。飲食は身體榮養の本であるが、飲食のために健康を害せられることもあるから、よく注意しなければならぬ。食物はすべて新鮮な物を取り、不熟の物や腐敗ふまいしかけた物は、決して飲食してはならない。又みだりに食物の好き嫌すききらひをし、好きな物だ

とて過食するのは宜しくない。飲酒は心身に害がある。酒を多量に飲むといはゆるアルコール中毒を起し、身體の諸部を傷ひ、病にかゝり易い性質を造り、病の経過を長くし、壽命をも短くする。又作業の能力を減じ、徳性を傷ひ、過失や犯罪に陥ることが多い。飲酒の害は、自分一身に止らないで、遠く子孫にまでも及び、遂に國家社會の衰運を招くやうになる。喫煙の害も飲酒に次いで大きいものであるから、之を慎まなければならぬ。酒煙草は、初は嫌ひでものみならふとだん／＼多くのむやうになり易く、又一度くせになると、なか／＼やめにくく、知らず知らずの間、大害を被るのである。飲酒・喫煙の害は、心身のまだ十分に發育しない者に殊に甚だしい。それ故未成年者は決して之をのんではならない。法律で未成年者の飲酒・喫煙を

禁じてあるのもこれがためである。なほ成年となつても、かやうな悪い習慣をつけないやうに慎まなければならぬ。身體を強健にするには、努めて之を鍛錬することが大切である。寒いからとてみだりに火にあたり、厚着をし、或は襟巻を用ひ、又暑さを恐れて運動を怠るやうでは、身體を弱くする。年少の時から寒暑に耐へるやうに漸次に身體を慣すことに心掛けなければならぬ。冷水摩擦や深呼吸をするのもよい。又常に姿勢を正しくし、元氣よく體操や遊戯をし、遠足・登山・水泳・スキー等、土地や季節に適した運動をして、身體を鍛錬するのは、強健な身體を造るに極めて有益である。健康を進めるには、生活の規律を保つことが大切である。食事や寝起きの時刻を正しくし、夜は早く寝て十分に眠り、朝は早



く起床する習慣を造るがよい。身體は、適度に働かせるとよく發育するが、運動が不足したり、又過度であつたりすると、發育が十分でない。それ故、鍛鍊にも規律を正しくし、適度の休養をするがよい。

身體の健康であると否いなとは人の生まれつきにもよるが、生まれつき虚きよ弱じやくな人でも、精神を修養して生活の規律を守り、攝生に注意し、身體の鍛鍊に努めるときは、健康を進めて強壯の人となることが出来る。強壯な人でもそれらの注意を怠ると、健康を害して虚弱の人となる。かの貝原益軒や伴信友はんのぶとものやうな人は平生身體を健康にすることに努めて長壽を保つた人の適例である。

格言 健全ナル精神ハ健全ナル身體ニ宿ル。

## 第十五課 職業

世間の人々が働いて居る有様を見ると、田畑に出て耕す者もあれば、山林に入つて木を伐る者もある。或は工場で槌つちをふるふ者もあれば、商店で品物をあきなふ者もある。其の他會社、銀行、病院等で、人々は毎日せつせと働いて居る。どうして人はそんなに働くのであらう。それは、一方から見れば、一身一家の生活に必要な収入を得ると共に自分の能力を發揮するためである。人は誰でも何等かの能力があれば、働かずには居られない性質を持つてゐて、働いて自分の仕事を成し遂げると同時に、其の能力を發揮することに満足を感じるものである。秋の豊穰ほうじやくは農家にとつて收穫しゆくわくの喜であるばかりでなく、勤勞のみ

のりとしての喜である。又品物の製作は工業家に利益の喜を  
與へると共に、製品完成の満足を與へる。

しかし人々が働くのは自分のためばかりではない。人は皆自  
分の得意とする仕事に勵みながら、互に助け合つて社會奉仕  
の大切な本分を盡くしてゐる。これは自分が如何に世の人の  
助を受けてゐるかを注意すればわかる。人が生活するには直  
接衣食住に要する物を始として、其の他いろいろの物が必要  
である。食物についていへば、米・麥や野菜もいれば、味噌・醬油も  
いる。又肉類・塩・砂糖などの物があるが、これらの物が  
作られて家々の臺所に運ばれるまでには、實に多くの人の働  
を要する。衣服にしても住居にしても同様に多くの人手がか  
かつてゐる。その他、書籍とか、新聞紙とか、醫藥とか、道路・自動車

汽車・汽船等數へ上げれば際限もない程世の人の助を受けて  
ゐる。これらのものをすべて自分一人の力で作り出さうとし  
ても、到底出来るものではない。そこで人は他の人々の助を受  
ける代りに、自分の得意とする仕事に勵んで、互に助け合つて  
社會生活を營んでゐるのである。

かやうに人は職業に従事して一身一家の收入を得、又自分の  
性能を發揮すると同時に、互に助け合つて國家社會の繁榮を  
圖ることが出来る。それ故、人は誰でも相當の年齢になつたら、  
一定の職業をもたなければならぬ。

職業を選ぶことは、人の一生にとつて極めて重大な事柄であ  
る。もし其の選擇を誤つたならば、一身一家の不幸であるばか  
りでなく、やがては世の損失である。それ故、人は自分に最も適

した職業を選ぶことが大切である。

「好きこそ物の上手なれ」といふ諺ことわざもある通り、自分の好む職業を選ぶがよい。しかしそれが自分の性能に適してゐなかつたら、仕事の上達は期し得られるものでない。そこで職業を選ぶには、自分の望む職業が心身の能力や性質に適するかどうかをよく確かめなければならぬ。次に考ふべきは境遇きやうぐいである。人によつて其の境遇はいろいろに異なつてゐるから、それによつて家の事情に應じて職業をきめる必要がある。父祖傳來の職業のある家に生まれ、其の家を繼ぐ者は、なるべく家業を繼いで改めないがよい。又職業によつては、之に従事するのに相當の資本を要したり、或は特別の資格を要したりするから、それが得られるかどうかといふことも豫め考へて置かなければならぬ。

らない。

なほ、職業を選ぶに當つては、種々の職業の性質と社會の需要を考へ、國家社會の健全な發展に貢獻し得ることを標準へうじゆんとすべきである。

職業は一家の主人がおもに従事するのであるが、妻は夫を助けて家業に勵み、共にこれが改良進歩を圖らなければならぬ。しかし職業の種類によつて、直接に夫を助けることが出来ない場合には、妻は、家々の事情により、家庭にあつて裁縫、手藝、養蠶、養鶏等、自分に適する副業ふくぎを営むもよい。

女子が家庭より外に出て職業に従事するのは、古から相當にあつたことであるが、近來は殊にさういふ人が多くなつて來た。又其の従事する職業の種類も餘程増してゐる。かやうに女

子が職業に就くのは、或は一家の生計のためとか、或は特別な才能にめぐまれてゐるためである。其の場合にもよく家庭の事情を考へた上、女子の性能に適した業を選ぶべきである。しかし女子には、一家の主婦となり、よき母となる本分のあることを忘れてはならない。

第十六課 勤勉

世の中に心身を働かせずに出来る事は一つもない。何事も勤勉によつて成り、怠惰によつて敗れるものである。とりわけ職業に従事するには勤勉であることが大切である。如何程才能があつても、安逸を貪つて心身を勞することを嫌ふ者は、結局職業に失敗し、之に反してすぐれた才能はなくても、忠實に骨

高修女一

高修女一

身を惜しまず働く者は、必ず成功する。勤勉は幸福の母であつて、家は家族の勤勉によつて興り、國は國民の勤勉によつて榮える。

昔伊勢屋吉兵衛といふ商人があつた。幼名を吉松といひ、十一歳の時、商人にならうと志を立てて、三人連で近江からはるばる江戸へ出て来て、麴商伊勢屋彦四郎の家にたどり着いた。他の二人は直ぐ草鞋をぬぎ捨て足を洗つてさつさと上つたが、吉松はぬいだ草鞋の土を洗ひ落とし、垣にかけて置いて、それから足を洗つて上り、丁寧に主人に挨拶した。彦四郎は之を見て、將來見込のある若者だと思つた。

此の家には二十餘人の若者が雇はれてゐたが、吉松は皆にすぐれてよく働いた。毎朝、他の若者がまだ起きない中に、一度遠

方へ麴を賣りに行つて歸り、それからまた他の者と同じやうに近邊を賣歩いたから、賣上高がいつも他の者の倍以上もあつた。夕方には若者がめい／＼米一臼づつ搗いて仕事を終へ、其の後は皆勝手に遊びに出たが、吉松はいつも居残つて他の者の搗いた米の跡始末などをした。かやうに一生懸命に働いてゐる中に、吉松はいつしか十八歳になつた。

彦四郎は吉松の勤めぶりに感心して、一度其の心底を確めた上で、大いに取立てようと考へた。或朝、吉松はあきなひが多くて他の者よりも後れて歸つて來た。まだ朝飯も食はないのに、彦四郎は吉松に「水一荷汲んで來い。」といひつけた。吉松は勢よく水桶をかついで行つて一荷汲んで歸ると、主人は「もう一荷汲んで來い。」といひつけた。此の時、他の者は皆もう飯をすまし

てゐるのに、主人は其の者等にはいひつけずに、どうして自分ばかりに汲ませるのだらうと吉松は不審に思つた。が、もとより骨惜しみしない吉松のことであるから、言はれるまゝにまた出かけて汲んで來た。すると主人は「ついでにもう一荷汲んで來い。」と三たびいひつけた。井戸はかなり遠くにあつた。吉松は、今は腹はへり足は疲れて一步も踏出せないやうであつた。が、主人のいひつけを大事に思つて、やつこのことでまた一荷かついで歸つた。彦四郎は之を見て大いに喜び、吉松を自分の前に呼寄せて、新しい衣服を取出して着かへさせ、さぞ腹がへつて疲れたらう、自分もまだ飯を食べずに待つてゐた。」と言つて、吉松に鯛の焼物などの料理を與へて一しよに食事をさせた。それから彦四郎は若者一同を呼集めて、今日から吉松は吉

兵衛と改名させ、番頭を申しつける。それを不服に思ふ者には暇をやつても宜しい。」と言渡した。吉兵衛は其の後十餘年間少しも變りなく誠實に勤めた。そこで彦四郎は家屋敷を買求め、資本を出して、吉兵衛に大きな呉服店を經營させたが、これも大いに繁昌した。

後、彦四郎は死ぬ時、吉兵衛が日頃の勤勉に報いるために、其の呉服店をすつかり吉兵衛に譲り與へた。それから吉兵衛は益々家業に勵み、店はいよゝゝ繁昌した。後に其の家から出て伊勢屋を名のるものが五十三軒にも及んだといふことである。精出せばこほる間もなし水車

第十七課 質素

人は常に質素を旨とし、無益の消費をはぶいて他日の有用な費途に備へる心掛が大切である。此の心掛のない者は、一朝思ひがけない事に出會ふと、忽ち生活に困つて救助を他人に仰がなければならぬやうになる。甚だしきは、窮した餘りに不正な事をして、其のために一生を誤ることさへある。よしそれ程のことはなくても、世間の交際の道にはづれ、子女の教育も思ふまゝに出来なくなる。それ故平素各自の分に應じて費用を節し、郵便貯金、銀行預金などによつて貯蓄をすることが肝要である。殊に家計をつかさどる主婦には、此の心掛が大切である。

一國の隆昌は其の國の富に待つことが大であつて、國富は主として國民各自の勤儉力行の結果である。大海の水も一滴か

ら成る。多くの人が皆心をあはせて無用の費をはぶけば、一人では僅かの節約でもそれを集めると驚くべき金額となる。例へば、我が國民の總數を九千萬人とし、各人が一日に一錢づつの節約をすると、一日の總額九十萬圓、一箇年には三億二千八百五十萬圓の巨額に達することになる。それを國に必要な事業に用ひると、國運の隆昌に資することは誠に少くない。我が國の富を英米等の諸國に比較して見ると、残念ながら甚だしく劣つてゐる。我が國民は常に質素を旨として、一層國富の増進に努め、益國運の發展を圖ることが大切である。

明治十五年軍人に賜はつた勅諭に、「軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇

も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり」と仰せられてある。此の勅諭は軍人に賜はつたものであるが、一般の臣民もまた之を奉體して質實剛健の精神を養ふべきである。かやうに質素を旨とするのは産を治めるに大切であるばかりでなく、又己を修めるに大切な道であるから、富んだ人でも貧しい人でも、質素にするのは誠に人の美德と稱すべきである。

質素はたゞ一時之に努めるだけでは不十分である。日常之を旨として習慣としなければならぬ。又自己の衣食住について質素を旨とするばかりでなく、共同生活に於ても互に奢侈を戒め、濫費を慎むやうに心掛けることが大切である。

乃木大將がすぐれた人物であることはいふまでもないが、夫

人しづもまたよく夫に事へ、其の子の教育に心を盡くしたりつばな人である。しづは薩摩の人、湯地氏の女で、乃木家にとついでよく清廉質素の家風を守り、常に綿服を着て少しも意に留めず、みづから臺所に出て炊事に當つた。

しづに勝典・保典といふ二人の子があつたが、しづは其の教育にも自分から模範を示し、寝具の如きも粗末な木綿蒲團を用ひて居つた。或冬の日、勝典が母に向つて、「お寒うございませうから柔かい寝具を御新調になつて、温におやすみになつては如何です。」と言ふと、しづは、「私は木綿蒲團で結構です。お前達も贅澤をしないやうに氣を附けることが大事です。」と言つて聞かせた。

明治三十七八年戦役の後、大將は戦病死者の追悼會のために

北陸に赴いたが、其の歸りの途中、夫人に、「しよに伊勢の神宮に参拜しようと思ふから、二人の禮服を持つて名古屋の某旅館に行つて待合はせるやうに。」と知らせてやつた。そこで夫人は、大將よりも



先に名古屋に行つて、約束の旅館に投宿した。宿の女中は其の服装が餘り質素なので、身分のある人とは氣も附かず、しづを薄暗い部屋に案内した。やがて宿帳を持つて來て記入を請ふと、しづは「後程、主人が参りますから、其の時のことにして下さい。」と言つた。暫くたつて大將が到着して、家内も來て居るはず



だが。」と言つたので、始めて先の婦人が大將夫人であることを知り、一同は大いに其の質素なのに敬服したといふことである。

## 第十八課 規律

我等の生活には規律が大切である。世の進歩に伴なつて、物事が益々複雑になればなる程、規律を守らないと何事も満足には出来ない。

本居宣長が、「どんな物でも、それを捜す時のことを思つたならば、しまふ時に氣を附けなければならぬ。入れる時に少しのめんどうはあつても、いりようの時に早く出せる方が宜しい。」と家人を戒めてゐる通り、衣服調度の類を始め何でも、常々し

まふ所を一定して、よく整頓して置かなければならない。物の入れ方が亂雑であると、例へば外出でもする時に、所要の物がどこにあるかわからず、それを捜すのに心を勞するばかりでなく、家内の人々までも煩はす。さうしてやつと捜し出して、あわてふためいて身支度をし、急いで他人の家に行くと、もう約束の時刻を過ぎてゐて、先方に迷惑をかけ、又時には忘れ物などをして、十分に用事を達し得ないことがあらう。こんな風では、事繁き今の世に満足に處しては行けない。

女子はたゞ衣服調度の類を整頓するばかりでなく、一家の經濟に注意しなければならぬ。金錢の出納は明細に帳簿に記載し、月々の生計は豫算を立てて辨ずるがよい。又費用を節し、貯蓄をして、他日の用に備へなければならぬ。

すべき仕事を一定の時にしてしまへば、仕事の結果が明らかに見えて心に勵みがつき、仕事の能率は増進する。之に反してすべき仕事をすべき時に片附けないで置くと、後からく、仕事がつかへて来て、手の着けやうがなくなり、心ではあせりながら仕事は一向はかどらない。日常生活にも時刻を定め順序を立てることが必要である。毎日一定の時刻に起臥し、飲食勉強、仕事、休息等もそれく、時を定めて行ふがよい。又一年中のすべき事は大體きめて置いて前からそれく、用意を怠らないやうにし、特に忙しい時は用事を書留めて置いて、一つく果さない、とんだ手落が出来て困ることがある。規律を守るには不斷の努力がいる。些細な事に骨惜しみをし、せつかく出来かゝつた規律の習慣を破るやうなことがあ

高修女一

高修女一

つてはならない。困難な事でも努力してゐると、後には容易に實行することが出来るやうになる。かやうにして規律正しい生活をして居ると、いつも精神が晴々として身體は元氣に充ち、仕事はよくはかどつて、常に何事にも備へる餘裕が出来る。さうして一身一家の幸福が得られ、延いては國家社會の繁榮を期待することが出来る。

第十九課 禮儀

儀式や集會に列席する時はもちろん、日常の生活に於ても、我等の言語、舉動、容儀、服裝について皆それく守るべき禮儀がある。禮儀は我等の内にある恭敬の心を外に表すものである。恭敬の心が内になくて、たゞ外面ばかりを修飾するのは虚禮

であり、内に恭敬の心があつても、それを正しく外に表さないのは禮を缺くものである。人の品位は禮儀によつて保たれるものである。野卑な言葉をつかひ、粗暴な舉動をすれば、自己の品位を傷つけ、人からは爪はじきされる。之に反して常に禮儀を守れば、自己の品位を高め、人からも尊敬を受ける。禮儀を重んずるのは、又他人の人格を重んずるわけである。自分勝手のことをしたり、高慢な振舞をすれば、人の感情を害し、延いては社會の平和をも損ふやうになる。人々が常に禮儀を守つて自己の品位を保つと共に、他人の人格を重んずれば、社會の風儀も隨つて善くなり、秩序も正しく保たれて、社會の品位がおのづから高くなる。一國の文明の程度も、其の國民の禮儀を重んずる程度によつて判斷せられる場合が多い。我等が

禮儀を守るのは、大にしては社會の品位、國家の體面を保つこととなるのである。祭祀・婚禮・葬儀等は大切な儀式であるから、それに列席する者は言語舉動を慎み、服裝等にも注意して、禮儀の本旨を失はないやうにしなければならぬ。人から招待を受けたり又は集會に出ることを約束したりした場合には、其の時刻を正確に守るべきである。言葉を慎むことは、男女共に大切であるが、女子は殊更氣を附けなければならぬ。荒々しい言葉をつかひ、言はないでもよい事に差出口をし、眞面目であるべき時にじやうだんを言ふなどは、女子の品位を傷つけるものである。又他人の髪や衣服などを見て批評非難したり、集會の席上で人と耳語したりするなどは、女子の最も慎むべきことである。一

般に多辯はともすれば女子の陥りやすい弊であるから注意しなければならぬ。  
又女子は起居動作のしとやかであることが大切である。髪  
結ひ方、衣服の着方が整つて亂れず、戸障子の開閉や器物の取  
扱がもの靜かで荒々しくなく、人との應接に愛嬌があつてし  
かもつゝ、ましいのは女子に必要なたしなみである。

## 第二十課 公德

我等は知つてゐる人と知らない人との區別なく誰にでも迷  
惑をかけないやうにし、一般の幸福を増すやうに圖らなけれ  
ばならない。かやうに人が公衆の一人として、公衆のためを考  
へて行動するのが公德である。

左側通行が十分に行はれたら、こみあふ場所でも安心して通  
行が出来る。又道路公園等が清潔に保たれて、ガラスの破片や  
紙屑などが散らばつてゐるやうなことがなかつたら、誰でも  
氣持よく感ずるであらう。又公衆のために衛生の心得が十分  
に守られたら、忌むべき傳染病の流行を防ぐことが出来るよ。  
人々がめい／＼心掛けて公德を守れば、社會はだん／＼住心  
地のよい所になる。之に反して集會の時刻通りに出席しても  
まだ人が集らず、電車・汽車等に乗つても座席を廣く取られ、又  
旅館に泊つても夜晩くまで隣室で騒がれるといふやうに、一  
般に公德が守られなかつたら、人々は互に不便を感じ、社會は  
不愉快な所になるに違ひない。考へてみると、我等も學校の往  
き還りに、友達同志が廣くもない路を一ばいに列んで歩いて、

知らず／＼往來を妨げるやうなこともある。今からは一層公德を守つて、公衆の迷惑とならないやうに心掛けよう。古來我が國には、親類知友相親しみ、隣近所相助ける美風がある。四海同胞の考さへ早くからあつたが、實際には、見知らぬ人となるととかく之を冷やかな眼で見ると、傾があつた。これは見知らぬ人と自分とが關係のあることを覺らず、人々が公共の生活に慣れなかつたためである。自分とは何の關係もないやうに見えるあかの他人でも、實は皆共同一體の生活を爲してゐるのである。例へば路で行遇ふ人でも、電車や汽車に乗合はせた人でも、同じ市町村に住む人であり、さうでなくとも廣く見れば同じ我が國民であつて、等しく公共の交通機關を利用してゐる者である。それ故我等は互に思ひやつて公德を守り、

我が國の社會を益りつばにするやうに努めよう。

公德を守るには、自分が公衆の一人として公衆の中にあることを常に念頭に置き、何人にも好意と禮儀を以て接し、決して勝手氣まゝな振舞をしてはならない。又社會の風習を重んじ、自分の苦痛・不便は忍んでも、世の人の苦痛・不便を少くするやうに心掛けることが大切である。近來公園・圖書館・公會堂等が多く設けられ、其の他交通上の施設等公衆の用に供するものが増して來た。我等は十分之を利用すべきであるが、誤つて他人の利用を妨げ、或は不快の念を與へるやうなことがあつてはならない。

## 第二十一課 公正

我等は他の人々と共同生活をするものであるから、互に自己の分を守つて、他人に害を及してはならない。もし過あやまちを爲して他人に害を及したときは、それを償つぐなふやうに心掛けることが大切である。

人には強い者も弱い者もある。又智のすぐれた者も愚かな者もある。もし強い者が弱い者を苦しめ、智のすぐれた者が愚かな者を虐しくたげるやうなことがあると、人々は安心して生活することは出来なくなる。又人は團體で事を爲すに當つては、やゝもすると、多數の力をたのみ、他に害を及してもそれを過と思はず、過と思つてもそれを償はうとしないことがある。もし團體の行動に於おて不正が行はれたら、社會に不安と争鬪まがの絶えることはあるまい。そこで國家は法律を設けて社會の秩序ちつじよを

維持維持し、各人の権利を保護し、人々に平和な生活をさせるやうにしてゐる。法律は、かやうに全く公正の精神に基づいて設けられたのであるから、我等は常に法律を重んじなければならぬ。

人の身體・生命は極めて大切なものであるから、之を尊重しなければならぬ。法律が他人の身體・生命に危害を與へる者を重く罰ばつするのはこれがためである。他人の暴行に對しては、危急の場合はやむを得ずみづから防衛しなければならぬこともあるが、平常の場合には、相當の手續を盡くし、法律の制裁を求むべきである。決して私に報復してはならない。

他人の財産は之を重んじなければならぬ。些細ささいな物でも他人の所有に屬する物は、決してそれを侵をかしてはならない。又他

人から金銭・物品を借りたときは、期限に後れずにそれを返済せねばならぬ。又他人から借りた物は丁寧に用ひ、預つた物も大切に保管すべきである。もし借りた物、預つた物を損じた場合には、相當にそれを償はなければならない。自分の名譽を重んずるやうに、他人の名譽を重んじなければならぬ。人をそしり、人を中傷し、又人の過失をあばくなどは他人の身體・財産を害すると同じやうに、大きな罪惡であるから、決してかやうな行をしてはならない。法律は社會の安寧秩序を害しない範圍で、個人の言論の自由、住居の自由などを認めてゐる。故に我等は常に社會公衆の幸福を念として、自己の自由を重んずると共に、他人の自由をも重んじなければならぬ。

高修女一



我等は常に法律を重んじて、公正を守るべきであるが、法律の設けない場合でも道理を本とし良心に省みて常に公正を守り、互に他の人に害を及さないやうにしなければならぬ。リンカーンは西曆千八百九年、アメリカ合衆國の片田舎の貧しい家に生まれた。少年の頃から、父を助けて野山に出て、土地

高修女一

の開拓に従事して、忠實に働く傍ら、非常に苦心して學問に勵んだ。成長の後には、商業に従事し、或は郵便事務を執り、測量の事に當り、又は辯護士などをして、生活のためにあらゆる辛苦を嘗めた。しかしいつも正直を旨

とし、人のために盡くしたので、世人の信用を得、初は州會議員に選ばれ、後には遂にアメリカ合衆國の大統領に推された。リンカーンが辯護士をして居た頃、或日、貧しい寡婦に六百ドルの金を請求するため、訴訟を起すことを彼に依頼する者があつた。リンカーンは詳しい話を聴取つた後、此の事件はあなたの方が間違つてゐるやうですから、お氣の毒ですが、お引受けすることは出来ません。」とことわつた。其の人は更に、「あなたにお頼みすれば、きつと此の訴訟に勝てますから、どうかお引受け下さい。報酬は十分に致します。」と懇願した。リンカーンは容を正して、「いくら報酬をいたゞいても間違つた事の辯護は私にはどうしても出来ません。殊に貧しい寡婦には六人の子供があるさうですが、たとひ訴訟に勝つても、それらの人を

高修女一

悲境に陥れるのは人の道にもとり、誠に忍びないところです。」と言つて断然拒絶した。

高修女一

## 第二十一課 寛容

リンカーンは親切で公正な辯護士として、次第に其の名を人に知られて來た。或時、農具を發明した人が、其の特許權を一商人から侵害せられたといふので、訴訟を起したことがあつた。原告の側は當時有名な辯護士二三名に其の辯護を依頼した。被告の方では之をリンカーンに依頼した。リンカーンは事件の内容をよく研究し、十分辯護の準備を整へ、自信を以て裁判所のある町へ行つた。ところが被告は、相手の辯護士が有名な人々であるのと、事の利害が大きいので、リンカーンのやうな



田舎の辯護士に依頼したばかりでは心もとないと思つて、其の頃評判の高いスタントンといふ辯護士にも依頼してゐた。スタントンは才能のすぐれた人であつたが、至つて傲慢で、風采の揚らないリンカーンを見て、「あんな男に何が出来るものか。」と心中大いに輕蔑してゐた。裁判の始る時になつて、スタントンは大ぜいの前で、「あの田舎辯護士を見よ。着てゐる上衣は垢で汚れて、背中には所まだらに汗が浸みて、まるで地圖を描いたやうだ。自分はあんな男と同席する程なら、斷然依頼をこゝとわる。」と罵つて、リンカーンを排斥し、遂に辯護をさせなかつた。リンカーンはせつかくの苦心も水の泡となり、耐へ難い侮辱を忍んで歸つて行つた。

リンカーンが國民の重望を擔つて、アメリカ合衆國の大統領

となつたのは、それから四年の後であつた。リンカーンはさきの侮辱も怨恨も打忘れ、スタントンの材幹を認めて、政府の重職に擧げ用ひ、共に國家の大事に當つた。

人は己を持つること嚴に、人を待つこと寛でなければならぬ。他人の言行が意に滿たないことがあるからとて、みだりに怒つてはならない。もし怒にまかせて人と争ふときは、後になつて悔いることが多い。古人の語に「堪忍は無事長久の基、怒は敵と思へ。」とあるのは、味はふべき教訓である。

人々の天性が異なつてゐるのは、ちやうど其の顔がめい／＼異なつてゐるやうなものである。又經驗、閱歷とても、同じである者は少い。随つて、他人の思想行動が自分と一致しないことがあるのもやむを得ないことである。もしそれが一致しない

からとて、事毎に人と衝突すると、何事も人と共同してすることが出来ず、遂には孤立しなければならぬやうになるであらう。人々が寛大でよく人を容れると、無益の争がなくなつて、世の平和を保つことが出来る。寛容はひとり一身のためばかりでなく、又實に社會の幸福を致すに大切な道である。人は誰でも多少の缺點のない者はない。其の缺點を見て人を棄てると、到底交るべき人はないやうになる。古人の言にも「連抱の大木に數尺の朽ちたる所ありとて、良工は之を棄てず」とある。我等は他人の長所を認めて其の人と交り、互に裨益する心掛が必要である。又過は誰にもあることである。人の過をとがめて怒り罵るなどは度量の狭い人のすることである。人が過を謝したときは快くそれをゆるすがよい。人の過を深くと

高修女一

高修女一

がめるのは、自他のために宜しくない。しかし朋友其の他親近の間で、其の缺點や過失について互に忠告し合ふのはもとよりよい事である。世には度量が狭く些細な事に人を怨んだりねたんだりする者がある。女子がさやうであつては、家庭の和樂を保ち、親類隣人などとの交際を圓滿にすることは出来ない。それ故、常に寛容の徳を養ふことが大切である。たとひ先方に多少の悪意があつても、こちらから心を虚しうして接すれば、向ふも自然に心が和らいでこちらに親しむやうになつて来る。

第二十三課 同情

東京淺草の觀音に參詣する人は、本堂の右側にそびえ立つ二

本の大きな櫨の下に、慈愛に満ちたおばあさんの銅像を見るであらう。これは貧しい人の友、孤兒の母と慕はれた瓜生岩の銅像である。

岩は福島縣の人である。家は喜多方にあつて、代々油商を営んでゐた。岩が九歳の時、父は此の世を去り、次いで家は火災に遭ひ、重なる不幸に岩はつぶさに辛酸を嘗めた。十七歳の時、結婚して若松に呉服店を開いた。夫婦は一生懸命に家業に勵んだので、店は次第に繁昌したが、十年ばかりたつてから、夫は重い病にかゝり、七年の久しい間、病の



高修女一

高修女一

床にあつた。岩は眞心をこめて夫を看護し、子供を養育しながら、家業に勵んで一家の生計を立てた。岩が三十四歳の時、夫は遂に病死したので、店を人に譲つて喜多方に移つた。多年の辛苦も岩の心を絶望の淵に沈めず、却つて世の不幸な人に對する深く美しい同情を其の胸の奥底に培つた。間もなく戊辰の役が起り、若松は悲惨な戦争の巷となつた。此の時、會津藩士の家族は多く喜多方地方に逃れて來たが、宿る家もなく飢と寒さに苦しむ有様であつた。岩は之を見るに忍びず、これらの人を先づ我が家に連歸つていたはり、又近所の家や附近の農家に頼んでそこに泊らせた。さうしてみづから資財を投じ、且有志の者とも相談してこれらの人に食物を供給し、衣服や蒲團などを調達した。又病氣の者にはみづから藥

を煎じて與へ、老人を慰め、幼い者をいつくしみ、働き得る者のためには仕事の世話をしてやるなど、日夕我が身を忘れて奔走した。

岩は又藩士の兒童が父兄を失つてたよるべき人もなく、毎日田野をさまよひ遊び暮すばかりで、よい事は見習はないのを見て、其の將來を案じ、どうかして學校を開いて彼等を教育しようと思ひ立つた。そこで有志の人から學校の敷地を借受け、校舎は私財を出して建て、教師にはもと藩の學校の教授であつた人を頼むことにして、百方奔走の末やつと官の許可を得て、新に幼學所と稱するさゝやかな學校を建設した。校舎が出来上ると、有志の人から古机、古硯箱、古本など何でも得られるだけの學校用品の寄附を受けた。さうして九歳から十三歳に

なるまでの兒童五十人ばかりを集めて、讀書算を學ばせた。なほ課業の外に、望む者にはいろいろの仕事をも習はせて、將來の生活の準備をさせた。其の間、岩はこれらの兒童の親ともなつて、慈愛をこめて教へ導いた。

明治五年に學制が布かれたので、幼學所は閉鎖せられることとなつた。岩はこれから世の貧困な人を助け、孤兒を育てることに全力を盡くさうと考へて、日數を重ねてはる／＼東京に出で行き、其の頃深川で孤兒老病者の世話をしてゐた救養會所をたづねた。こゝで救養の仕事を手傳ひ、翌年歸つて其の私宅に貧兒養育所を設けた。後に事業の便宜のため、福島に移り住み、二十二年から同地に救育所を開いて、氣の毒な貧兒の救養に力を盡くした。二十四年、六十三歳の時、岩は再び東京に出

て、東京養育院の幼童世話掛長となつて、孤兒の世話をしてゐたが、間もなく郷里に歸り、近郡の有志者を勧めて、各所に育兒會を興させた。又岩は此の地方からたくさんに製出せられる水飴あめの糟かすが棄てられるのを惜しみ、水飴の製法に改良を加へ、飴糟を利用して食料品を製し、以て救貧の一助とした。かやうに岩の善行は甚だ多かつたので、其の事が畏くも皇后陛下昭憲の御聽に達し、かたじけなき御内意を以て御下賜品を拜受した。明治二十九年藍綬褒章はうしやうを賜はつて、其の善行を表彰せられたが、其の翌年六十九歳で病歿した。大正十三年從五位を贈られた。

後、岩を知る婦人等が發起者となつて會を設け、岩の遺志を繼いで世の不幸な人のために力を盡くすこととなつた。

人は社會の一員として、自分の職分を盡くすと共に、常に他人の身の上に同情し、喜を同じくし、憂を分たなければならぬ。同情は人の心の自然の働であつて、社會は人々の同情によつて成立つものである。吉凶の慶弔けいとうはもちろん、慈善博愛の如きは皆同情から發するものである。世が進むにつれて、人々の不幸を未然に防ぎ、又不幸に陥つた人を助ける種々の社會事業が興つて來たが、事業の源みなもとは人の胸の奥底から湧出する同情に本づくものでなければならぬ。我等は此の人情の泉いづみを涸さないやうにして、世を潤うるほすことに心掛けよう。

## 第二十四課 共同

「世は相持」といふ諺ことわざがある。人は相依り相助けて始めて完全な

生活を營むことが出来る。もし人がめい／＼孤立してゐたり、たゞ雜然と寄集つてゐるばかりで、一體となつて行動するといふことがなかつたら、とても世の進歩を見ることは望まれない。例へば公衆の衛生を保ち、産業の發達を圖り、風俗を改良するといふやうな事業は、人々が力をあはせて助け合はなければ、其の目的を達することは出来ない。

世の中の事は其の目的を達するために、人々が手を分けて働くことによつて、りつばにそれを成し遂げることが出来る。例へば我等が團體競技をする時、一致協力してそれ／＼自分の役を果せば、よく勝を制することが出来る。又工場の従業員が各自分擔の仕事に力を盡くせば、全體の仕事の能率を増して、よい製品を短い時間に多量に仕上げる事が出来る。

多くの人と共に事を爲すには、共同の精神を持つることが大切である。共同の精神を持つるには全體の目的のために小を捨てて大を取り、偏見を去つて道理に従ふ覺悟を要する。みだりに我意を張つて紛争を起したり、些細な事に感情を害して其のために一致を缺いたり、他人の才能をねたんで排斥したりするやうな行があつてはならない。

多人數共同の勢力は強大なものである。随つてもし其の勢力を悪用すると世の治安を害し、秩序を亂るやうなことにもなる。それ故衆人と事を共にするには先づ其の事の道理に合つてゐるかどうかといふことを考へ、又其の手段が穩當であるかどうかといふことを顧みなければならぬ。徒に他人に雷同するのは宜しくない。

共同の精神は公德を守る上にも大切である。我等に共同の精神があれば、公園の花一枝にしても、図書館の本一冊にしても、それが公共の便益に供せられる物であることを知つて、おのづからそれを大切にするやうになり、更に何事につけても公共の福利を増進することに心掛けるやうになるのである。共同の精神は一つ／＼の事業を成す上に必要であるばかりでなく、社會生活のすべてに於て必要である。我等は家に於ても學校に於ても又市町村や國に於ても、一體となつて共存共榮の生活を全うすべきである。もしこれらの團體生活に於て人々が共同の精神に乏しく、融和一致を缺くやうなことがあつては、團體の結合力を弱め、其の繁榮を妨げる。我等は更に進んで人類一般の幸福を増すために、他の國民と一層協力する

ことが必要である。

### 第二十五課 地方自治

國家は行政の便宜上、法律を以て地方を區劃し、其の區劃内の住民に地方共同の事務を自治させてゐる。之を地方自治といふ。地方自治團體には、市町村と北海道及び府縣がある。北海道及び府縣は若干の市町村を包括する一層大きな團體である。市町村自治體は、住民共同の利益幸福を進めるために、教育勸業、土木衛生等の公共事業を經營してゐる。これらに要する費用は、自治體が基本財産を作つて収益を得たり、地方税を賦課徴收したりして、みづから之を支辨する。市町村自治體は又住民の守るべき市町村條例や規則等を定めるのである。

地方自治の制度は一體どんな趣旨で布かれたかといふと、古くから我が國に行はれてゐた隣保團結の習慣を一層おしひろめて、それ〴〵地方共同の利益を發達させ、さうして國民をして國家の行政に參與させるのが目的である。それ故自治といつても無制限のものではない。もとより法律のきまりにより、政府の監督の下に立つて、國の公の行政の一部を負擔するものであることを忘れてはならない。

地方自治の制度が、りつばな効果を收めるには、地方公民が自治の精神に富んでゐなければならぬ。公民たる者は誰も皆自立自營の人たるべきはいふまでもないが、更に自治制度の本旨を自覺し、自分等の市町村はどうしても自分等でありつばにやつて見せるといふ覺悟と熱誠が必要である。徒に他の援

助をあてにするやうでは自分の責任を解する者とはいへない。又公民たる者は互に親和することが大切である。隣人に對する美しい人情をおしひろめて、郷土全體に及す心掛を持たなければならぬ。人々に此の心掛があれば、市町村は楽しい所となり、益、其の繁榮を期することが出来る。公民として自治の生活を全うするには、共同の精神が盛でなければならぬ。自分一人の力では如何程市町村のために盡くさうとしても及ぶものではない。公民がすべて心を同じくし力をあはせ、各自治の責任を分つことによつて、始めてりつばな市町村と成すことが出来るのである。なほ市町村の事務はいふまでもなく公共の事務であるから、公民たる者は、公に奉ずるの精神を以て之に當らなければならぬ。かりそめにも私利を圖つた



り私心をさしはさんだりするやうなことがあつてはならない。公民として地方公共のために盡くすのは、やがて國家に盡くす道である。

地方公民から推されて、其の團體の公職に就くのは、大いなる光榮である。其の光榮を擔ふ者は、専心公共の事に盡くすやうに心掛けて、其の信賴に報いることが大切である。又市町村會議員の選舉は頗る重大な事である。公民たる者は公平な考から専ら適任者を選擧するやうに注意しなければならぬ。私情を以て黨派を作つて相争ふやうなことは、實に地方自治制度の布かれた趣旨に背くものである。

## 第二十六課 國交

文明の進歩するに随つて、世界の國々は各其の國の獨立を確實にすると同時に、益々交際を親密にし、相依り相助けて文明の福利を共にしようと努めてゐる。我が國もまた外國と條約を締結し、各國との交際が年をおうて益々親善を加へてゐる。國々は國交を修めるために、互に大使或は公使等の使節を差遣し、又外國に在る自國民を保護し、通商航海の便利を圖るために、領事を必要の地に駐在せしめてゐる。かやうにして彼我が國民は互に和親往來し、有無相通じ、長短相補つて、共に文明の惠澤をうけることが出来るのである。

しがるに國と國との間には、時に利害の相反することがあつて、紛争を生じ、遂に戰端を開くに至ることは、古來其の例に乏しくない。戰爭はもとより國家人類の大いなる不幸であつて、

特に戰敗國の被る慘害は實に甚だしいものである。それ故萬一戰爭が起つた場合には、國際法では、殘酷な殺害を行はないこと、捕虜を虐待しないこと、非戰鬥員に損害を加へないこと等の規定を設けて、戰鬥の慘禍を減じようと努めてゐる。又赤十字條約によつて、戰鬥の際、敵味方の別なく、負傷者を救護すること、赤十字の記章をつけた者には危害を加へないこと等の規定が出来てゐる。これらはもちろん博愛の精神から出た誠にりつばな規定であるが、むしろ初から戰爭の起らないやうにすることが一層望ましいことである。そこで國々の間には、平和を確保する企もあつたが、其の成功を見ない中に、歐洲大戰が起り、戰爭に参加した國が三十八箇國に及び、五年の久しい間にわたつて、敵味方合はせて之に死んだ者が殆ど一千

萬人、直接財を費すこと三千六百億圓といふ未曾有の大慘禍を與へ、文明の發達、人類の幸福を甚だしく阻害した。大正七年十一月歐洲大戰がをさまり、翌八年一月フランスのパリに講和會議が開かれることになり、我が國からも全權委員を派遣したが、此の會議で平和條約を結ぶに當つて、列國はかやうな慘禍を再び繰返さないために、國際聯盟規約を定めて之を平和條約の一部として加へた。大正九年一月十日、平和條約が實施せられると同時に、此の規約も其の効力を生じ、こゝに國際聯盟が成立するに至つた。

國際聯盟はかやうに規約に基づいて出来た國家の聯盟であつて、其の目的とするところは二つある。其の一つは、各國間の關係を公明正大にして將來の戰爭を防止し、以て各國間の平

和安寧を全うすることである。今一つの目的は、人類の幸福を増進するために、物質上からも精神上からも各國間の協力を促進することである。これらの目的を達するために、聯盟國は軍備を縮少して戦争の危険を減ずると共に各國の安全を保障し、又條約を守つて正義を重んじ、もし國と國との間に國交斷絶の虞があるやうな紛争が起つた時でも、之を平和の手段で解決すべきことを約束してゐる。聯盟國は更に進んで或は委任統治の方法を立て、或は通商交通の障礙を除き、又衛生、労働、児童保護等の改善に力をあはせ、なほ學藝の進歩のために協力すべきことを約束してゐる。聯盟はこれらの約束を果すために機關を設け、本部をスイスのジュネーブに置き、聯盟國政府の代表者の會議を以て其の事業を處理してゐる。

高修女一

高修女一

我が國は東洋の平和を確保し延いて世界の平和に貢獻するを以て國是としてゐる。この國是が各國間の平和安寧を全うしようとする國際聯盟の目的と其の精神を同じうしてゐるので、我が國は聯盟成立以來十三箇年の間、聯盟の幹部として他のどの國にも劣らない熱誠を以て聯盟の事業に盡くして其の目的を達することに協力して來た。然るに東洋の平和を保つ方法について聯盟と意見を異にしたために、昭和八年三月、遂に聯盟を離脱し、我が國の信ずるところに従つて國際平和を確立する方針を採るに至つた。

國際平和を確立する手段はいろいろあらうが、我等は日本國民として常に國交の大切なことを忘れず、我が帝國の光輝を發揚すると共に力めて世界の大勢を知り、各國の情況を明ら

かにし、外國人と交際するに當つても互によく理解し合つて、  
廣く人類の幸福を増進するやうに心掛けよう。

第二十七課 戊申詔書

明治天皇は、明治四十一年十月十三日に國運發展に關する詔  
書を賜はつて、國民が覺悟し實行すべきところをお示しにな  
つた。世に此の詔書を戊申詔書と稱してゐる。今謹んで其の大  
意をうかゞはう。

現今、世界の文明は日に月に進み、各國互に相依り相助けて、共  
に文明の幸福と利益をうけてゐるものはない。昔、交通の不  
便な時代には、世界の國々は分離孤立してゐたので、例へばせ  
つかくよい事を發明したとしても、他國に其の利益を分つこ

とがむづかしかつた。ところが交通が次第に開けて來て、國々  
は互に他の長を採つて我が短を補ひ、更に相競うて新しい工  
夫發明を成し、廣く其の利益を分つて、人類一般の幸福を増進  
するやうになつた。汽車、汽船、電車、自動車、電信、電話等による交  
通、通信を始め、醫術、工藝から政治、經濟に至るまで、世界の國々  
は相共に考究を重ねて、其の進歩發達を圖つたために、今の人  
は昔の人の想像することさへ出來なかつた幸福利益をうけ  
てゐる。それ故、今後は一層列國との交際を修め、親睦を厚くし  
て、共に益、文明の進歩を圖り、其の福利を増進せしめるやうに  
努めることが大切である。

かやうに世界の氣勢に伴なつて、外列國と共に文明のめぐみ  
をうけようとするには、内に於て、我が國運を發展せしめるこ

とが必要である。しかるに明治三十七八年戦役の後まだ日が浅いから、其の損失を回復して國運の隆昌を圖るのは容易でない。しかして諸般の政務については改善擴張を要することが多い。此の時に當つて、國民は大いに奮勵し、上下心をあはせて、各自忠實に其の業務に服し、勤勉と儉約とを以て資産をふやし、各人は常に信義を重んじ、輕佻浮薄の風を避けて、風俗を厚くし、華奢虚飾を斥けて、質實を旨とし、互に戒め合つて荒み怠らず、さうしてみづからつとめてやまないやうにすることが大切である。これが國運の發展を來す道である。

此の國運發展の道の本づくところは、神聖なる皇祖皇宗の御遺訓と光輝ある我が國史の成跡である。列聖の御遺訓は時々賜はつた詔勅と御みづから行はせられた御事蹟によつて

高修女一

高修女一

うかゞひ知ることが出来る。又國史の成跡は我が國の次第に發展して來た事實と、前人の善行偉勳に現れてゐる。これら列聖の御遺訓と國史の成跡は、其の明らかなること日星を仰ぎ見るやうである。國民が皆よく此の御遺訓と國史の成跡の示す教訓をつゝし、み守り、一心に奮勵努力するときは、國運はおのづから發展するのである。

内外の形勢がかやうな時に當つて、天皇は深く臣民の協力翼賛に依頼して、戦後の經營をも爲し、各般の政事をも更張し、又列國と文明の惠澤を共にして、明治維新の廣大な規模を益、擴張し給ひ、之に由つて皇祖皇宗の御盛徳を益、發揚しようとして、ひねがはせられ、又臣民に對してよく聖旨を奉體すべきことをお望みになつていらせられる。

此の詔書は明治天皇が、特に明治三十七八年戰役後に於て國民のしたがひ守るべき道としてお示しになつたものであるが、其の御趣旨は國民が永遠に奉體すべきものである。我等臣民たる者は、謹んで此の詔書の御趣旨を奉體し、至誠を以て、各自の本分を盡くし、益國運の隆昌を圖るべきである。

高等小學修身書卷一 女生用 終

高修女一

昭和八年十一月十三日翻刻印刷  
昭和九年一月十三日翻刻發行

高等小學修身書卷一 女生用

定價金拾壹錢

に

著作權所有

著作兼  
發行者

文  
部  
省

昭和八年十一月十三日  
文部省檢査濟

翻刻發行  
兼印刷者

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地  
東京書籍株式會社

代表者 石川 正 作

印刷所

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地  
東京書籍株式會社工場

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地

發行所

東京書籍株式會社

高  
谷

広島大学図書

2000046874

